

平成27年第1回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成27年3月16日（月曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 西郷村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 西郷村内保育園に係る保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 西郷村定住促進住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 西郷村立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 西郷村いじめ防止等対策委員会設置条例 |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 西郷村道路線の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 指定管理者の指定について（西郷村温泉健康センター） |
| 日程第 15 | 議案第 16号 | 指定管理者の指定について（西郷村デイサービスセンター） |
| 日程第 16 | 議案第 17号 | 指定管理者の指定について（西郷村高齢者生活支援センター） |
| 日程第 17 | 議案第 18号 | 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為谷津田地区仮置場造成工事（第3工区）請負契約について |
| 日程第 18 | 議案第 19号 | しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第 19 | 議案第 29号 | 平成26年度西郷村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 20 | 議案第 30号 | 平成26年度西郷村墓地特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 21 | 議案第 31号 | 平成26年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 22 | 議案第 32号 | 平成26年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 23 | 議案第 33号 | 平成26年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 24 | 議案第 34号 | 平成26年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 25 | 議案第 35号 | 平成26年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 26 | 議案第 36号 | 平成26年度西郷村水道事業会計補正予算（第3号） |

- 日程第 27 議案第 37 号 平成 26 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 20 号 平成 27 年度西郷村一般会計予算
- 日程第 29 議案第 21 号 平成 27 年度西郷村墓地特別会計予算
- 日程第 30 議案第 22 号 平成 27 年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 31 議案第 23 号 平成 27 年度西郷村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 24 号 平成 27 年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 25 号 平成 27 年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 26 号 平成 27 年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 35 議案第 27 号 平成 27 年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 36 議案第 28 号 平成 27 年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 追加日程第 1 議案第 38 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 発委第 1 号 西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 37 西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会委員長報告
- 日程第 38 西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長報告
- 日程第 39 請願・陳情に対する委員長報告
- 日程第 40 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 41 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 42 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 43 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 44 議案第 14 号 指定管理者の指定について（西郷村温泉健康センター）
- 日程第 45 議案第 15 号 指定管理者の指定について（西郷村家族旅行村）
- 日程第 46 延 会

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員 書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会報告書並びに西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会報告書をお手元に配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

さらに、平成26年度及び平成27年度政務活動費に係る関係書類を配付しましたので、ご了承願います。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、議案1件、発委1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第38号及び発委第1号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案1件、発委1件につきましては、日程第37の次に追加日程第1、議案第38号、追加日程第2、発委第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第38号及び追加日程第2、発委第1号を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 次に、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、議案第38号「村長等の給与及び

旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

村長及び副村長の給与額につきましては、減額期間を延長し、100分の5に相当する額を減じることで今議会に上程しておりますが、先般の固定資産税課税誤り及び所得税の源泉徴収漏れの件につきまして、村民に行政への信頼を失墜させたことを重く受け止め、平成27年4月から3か月間、村長及び副村長の給与をさらに100分の5に相当する額を減じようとするものであります。

不適正な事務処理により行政への信頼を失墜させましたことに対し、村民をはじめ納税関係者の皆様に、この場をおかりして衷心より陳謝を申し上げます。

以上、本日追加提案いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 次に、発委第1号に対する趣旨説明を求めます。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） それでは、発委第1号「西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例」（案）についてご説明いたします。

委員会条例の改正ですので、議会運営委員長の発議で条例の一部を改正するものであります。

「西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例」、上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び西郷村議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由でございますが、村長提案の議案にもございますように、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことから、西郷村議会委員会条例第16条を改正するものでございます。

次をごらんください。

西郷村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第16条中「教育委員会の委員長、」を「教育委員会の教育長、」に改める。

附則。

施行期日、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例の改正後の第16条の規定は適用せず、この条例による改正前の第16条の規定は、なおその効力を有する。これは、任用期間中は従前どおりであるということでございます。

以上で、委員会条例の説明を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第1号「西郷村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第2、議案第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第3、議案第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第3号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第4、議案第4号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
◎議案第5号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第5、議案第5号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第5号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
◎議案第6号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第6、議案第6号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第6号「西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第7、議案第7号に対する質疑を許します。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。議案第7号について質疑いたします。

保育園の料金についてですけれども、今回、これは子ども・子育て支援法によって大分改正されました。その中で、今回は短期保育と標準保育に分かれましたけれども、まずはじめに、この料金は今までの料金とどうなるのか、差額についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、ご質疑についてお答えいたします。

今般の改正の保育料なんですけど、今回、ただいまのご質疑にもありましたように、標準時間、あと短時間ということで設定されてございます。それで、現在、条例で定めております保育料との違いということですが、今回、見直しの中で、標準、あと短時間で平均的な率でいいますと、現行水準を踏襲したパーセントというふうになっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の再質疑を許します。

○4番（藤田節夫君） 保育料についてですけれども、今回の改正で延長保育料を徴収するようになっていきますけれども、条例案によると、延長保育料の額は、その保育の時間、15分につき100円ということですが、これは今までも取っていたんですか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

今までは取ってございません。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） この延長保育は、標準時間と短期時間ですか、8時間の両方に課せられるという意味でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

ただいまのご質問の標準時間、短時間、両方に徴収するようになります。

なお、標準時間は設定時間が11時間、短時間が8時間ですので、それを超えた形で徴収というふうな形になります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これは、延長の場合は、保護者と保育士で、その時間の15分が目安で、15分ごとに切っていくと思うんですけれども、この見きわめというのは相当厳しいと思うんですけれども、1分、2分の関係とか、どの時点でその15分になるのか、カウントされるのか。それは保育士としても、相当、保護者とのトラブル等

が起る可能性があると思うんですけども、その辺はどのように考えているんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

15分単位で100円ということなんですが、そのオーバー分の確認なんですが、各保育園では正確な電波時計ですか、そういうやつを捉えて保護者に確認していただいて、保護者からの届け出というふうな形を考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） その15分、電波時計で見るということですけども、保護者が今届けるというような回答があったんですけども、これの延長時間の管理は保育士がやるわけですね。お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

お迎えは各クラスごとに、当初、一番混んでいるときはなりますので、保育士さん、複数で管理していただくような形になります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 保育短時間の方は、各教室というか、その保育士が確認できると思うんですけども、標準時間となると、残された子どもさんたちを2人ぐらいの数で最後まで保育するという形を今でもとっていると思うんですけども、そうすると、そのチェックをしていかになくちゃいけないわけですね。最終的に保育士が日々の延長、遅くなって迎えに来た子をチェックして、それを保育士が提出するわけですね。誰が何時間、何時間と、1か月トータル。それでよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

ただいまご質問のありました点につきましては、届け出があったやつを保育士が事務所のほうに提出して、集計するというふうな形になります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そうなると、今、子どもを育てる方々は大変出費が、負担が高いということは、アンケートの中にも多分出ていると思うんですけども、その中で、今回、15分100円とはいえ、大変なあれかなと、1か月トータル、年トータルすると。さらには、先ほども申しましたけれども、保育士と保護者との金銭的なトラブル、時間的なトラブル、私はまだ15分になっていないよとか、15分過ぎたよとかというようなことでトラブルが起きるのかなと私は危惧をします。

さらに、この中で、私、ちょっとわからないんですけども、条例の中で、3歳未満児、月額3,000円、3歳以上、月額2,500円ということは、これは事前にもうこの延長保育に対して、そういう父兄の方も多分いると思うんですね、会社がちょっといつも遅れちゃうとか。そういう意味でのこの3,000円、2,500円なん

でしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

第5条関係の1号、2号で定額というふうな設定をしておるんですが、その前に15分単位で100円ということで計算して、少ない額のほうを取り扱うような形になります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） では、これは月トータルで、延長の保育が100円、30分、1時間となるかもわからないんですけども、それは相当な金になるので、それを、3歳児未満であれば、月額3,000円以上、それが出れば、3,000円のほうで抑えるということですか。そういった意味では、なかなか保護者にとっては金銭的にはシビアなものになるのかなと思います。

さらに、今、待機児童、一般質問の中でも出ておりましたけれども、待機児童は今度のは関係ないんだっけ、議案で。関係ない。ああ、そうか。わかりました。では結構ですけども、金銭的には本当に厳しい面で、たかが100円であってもトータルすると相当なお金になるので、その辺は今後、やはり子育て支援会議の中でも議題として出していただいて、なるべく村の子どもはあまりお金に心配しないで保育できるような体制をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号「西郷村内保育園に係る保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第8、議案第8号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第8号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手多数）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
◎議案第9号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第9、議案第9号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第9号「西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
◎議案第10号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第10、議案第10号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第10号「西郷村定住促進住宅条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
◎議案第11号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第11、議案第11号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号「西郷村立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第12、議案第12号に対する質疑を許します。

17番大石雪雄君。

○17番(大石雪雄君) 17番。議案第12号「西郷村いじめ防止等対策委員会設置条例」ということで、二、三、質疑してまいりたいと思います。

今回はじめて制定される条例ということで、まだこれからどういうふうになっていくのか見当もつかない時点での質疑になるかなと、そのように思いますが、お許し願いたいと思います。

まず1点目ですが、第2条の(1)で「いじめの防止、いじめの早期発見及び」とありますが、どのような形で早期発見をするのか、想定にある考えで結構ですので質疑等をしたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長(高橋廣志君) 大石議員のご質疑にお答えいたします。

どのような早期発見をしていくかということなんですけれども、学校と緊密に連携をとりながら、早急に対処していく考えであります。

以上です。

○議長(鈴木宏始君) 17番大石雪雄君。

○17番(大石雪雄君) 学校と親密に連携して事に当たるということで、今、課長のほうから答弁がありました。課長はスポーツ少年団を長く経験され、子どもと接する機会が多分に人より多くあったのではないかなということ、子どもの気持ちもよくわかり、子どもの様子もよくわかる中でのこのような制定なのかなと、そのように思っております。まずはやってみようという段階で、大いに結構な条例の制定だなと私は理解しております。

ただ、現実的に、最近のいじめは手が込んでいるかなというふうな、マスコミの影響でそのように理解しているところでもあります。学校の先生との綿密な連携であれば、恐らくいじめはこの条例に沿ってなくなるのかなと思いますけれども、まず、学校の先生方に、いじめというものは何なんだということを理解していただけるように、条例の中で皆さんでお話ししていただいて、先生方に一堂に会してもらって、講演かなんかを条例の中で開くような形ができるような形にも持っていけるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高橋廣志君） お答えいたします。

いじめはもう根絶しなきゃならないという観点から、努力していきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 再度質疑いたします。

質疑の中でそのような意見もあったということを考慮されながら、ぜひとも村からは悲しいいじめはなくなるように、村を挙げて努力していかなければならないなど、そのように私も思っております。

先般、ラジオを聞いていたら、いじめ防止法に関連する話かどうか、ちょっと理解というか、覚えが薄いんですが、こういうふうにいじめをなくすんだという場合には、警察との連携が一番大事なんだということをラジオでお聞きしました。警察に世話にならなくてもいじめはなくなるんだと、西郷の子どもはみんないい子なんだという観
点に立てば必要性はないと思いますが、やはり連携が必要だということでラジオで聞いた手前、お聞きいたしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高橋廣志君） お答えいたします。

大石議員が言われるように、警察の連携は本当に大切だと思います。早急に警察に連絡しながらやっていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。これは教育長にお伺いするわけなのですが、何か、これはどう考えても、我々には考えようがないんですよね。教育の場所でいじめという
ようなものが発生しているようなことは、これは常識から考えたって考えられない
んですよ。それなのに、そういう常識を度外視したそういう教育が行われているとい
うことは、どこか学校の教育方針についても間違っているところが出ているのでは
ないでしょうか。

今、この社会の犯罪も、大分、厳罰をもって処罰しておるようでございますが、処罰をもってこの犯罪がなくなるかといったら、これはなくなるんですよ。それで
すから、ただいまもありましたように、警察と連携して教育をしていくんだなんてい
うようなことはあっちゃならないんですよ、絶対に。これは、何がなくとも、いじめ
というようなものは教育の場所には全然ないんだと、考えられないんだというよう
な教育をするべきが学校教育ではないんでしょうか。それなのにいじめというの
ができるということは、これはどう考えたって考えられないんですが、これは、教育長、ど
のように対策しておりますか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 室井議員のご質疑にお答え申し上げます。

お話がありましたように、いじめは起こってはならない。しかし、今、各所でいじ

めということが問題になっている。このような理想と、また現実と、学校があるべき姿と、それぞれ、それぞれの立場の人がその立場でいろいろ考えております。お話がありましたように、結論は学校教育の中でいじめが起きてはならない。しかし、現実には、学校を含めて、いろいろな場所でいじめという現象が実際にはある。このことが非常に大きなことをつくり出しています。

いじめは根絶する、そのように努力をずっとどなたもしてきていますし、西郷村も学校を通じて行っています。しかしながら、いじめは、一方、どの学校でも起こり得る、こういう基本的態度に立っていじめに対処しなければ、私たち生きている人間、それぞれ違ってしまして、それぞれの心も持っていますし、それぞれの行いも違います。そういう中であって、いじめがあってはならないと、これは誰でも思っているんですが、しかし、現実、それぞれいろいろな今申し上げたようなことでありますので、起こり得るといふ立場に立ちまして、物の備えをしているということでございます。

その備えの中で、本当に究極、さまざまな重要な事態に立ち入った場合には、これは警察の方にもお力をおかりしながら、また専門的な方にもお力をおかりしながら、お考えもいただきながら、そして当事者並びに保護者、地域一体で、一丸となって、最初に申しあげました、また室井議員がおっしゃっておられますように、いじめはあってはならない、このことに十分対応していく必要があると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま教育長が申されたことは理解できないわけではないんですが、実際のところ、理解できないんです。いじめということはあっちゃいけないことがあるということ自体が理解できないんですよ。これは絶対にあっちゃいけないんですよ、これは。これを防ぐのには、やはり何が原因をなしているかといえば、社会全体の教育がこういった問題を起こしているんですよ。だから、やはりこれらを完全にこの世の中から抹殺するんだという、その姿勢に立つならば、これは当然、役職に携わる者は社会教育に専念しなくちゃならないんですよ。そういったことが行われているかといえば、行われていないでしょう。

社会教育法の第3条はどういうふうに示しておりますか。社会教育というものは、あらゆる場所、あらゆる機会を捉えて社会教育が行われるんだと。そういうことがなされているかといったら、全然なされていないじゃないですか。なされていないということは、これは、今回だって、皆さん、学校の卒業式をやったりなんかして、よく村長の挨拶を聞いてわかっていると思います。あるいは前に行われている敬老会なんかがありますよ。そのときの村長の話というものは、これが社会教育なんだというような姿勢が見られるかといったら、全然見られないんです。何を言っているんだか全然わからないです。そういうわけのわからないようなことを公然と言うこと自体が、社会教育を壊しているんですよ。社会教育全体の中でもって、いじめは絶対に起こさないんだ、起きないんだ、起こしちゃいけないんだということを社会全体が考えておったとしたら、これは起きるはずがないんですよ。それが欠けているからこそ、いろ

いろいろな問題が起きるんです。

どうですか。敬老会の集まりなんか、年に1回ずつあるんですが、これには年寄りの方々がバスに乗ってあれだけ集まってくるんですよ。そのときに年寄りは何と考えますか。敬老会の集まりに行ってくださいない話を聞くんだったら、行かないほうがいいんだと。ただ、5,000円もらう立場があるから、仕方ないから行くんだという、もうこれにしかすぎないじゃないですか。それよりももっと大切なお話ができるんだ、大切な話を守らなくてはならないんだというような姿勢をこの世の中に徹底させたとしたらば、こんないじめなんていうのは出てこないですよ。それのどこもここも欠けているから、そういう姿勢がとられないということですから、この辺、教育長、どのように理解するか。これで、あと言ったってだめだから、いいや。終わりにしますから、この件について具体的に、村長の話なんかをここで聞いたって、こんなの何もないから、教育長のほうからひとつお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

非常に難しいお話をいただきました。今回議案に出させていただいておりますのは、そのようないじめはあってはならない。しかし、いじめがどの学校にも、あるいはどこにでも起こり得る、そういうことの狭間に立ちまして、防止するための方策としてのこの議案をお願いしたところでございます。

西郷村の教育の理念は、自立と共生です。これは、あらゆることからたどって行って、そのようなことにさせていただいています。いじめのことを考えましても、まず自分がしっかりする。そして人とともに生きていく。目的ははっきりしています。自分のために、他の人のために、そして幸せのためにです。そういう中にありまして、先ほども申しましたことの繰り返しになりますが、あってはならないんですが、ある。その現実を何とかいじめというものに至らないようにすることを学校でももちろん努力いたしますが、家庭でも、地域社会の中でも、お話がありましたように、いろいろな機会に、いじめはあってはならない、そのようにしていくのが私たち大人の努めであり、公的場所にいる私の努めでもあるというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 一言、言うのを忘れておりましたが、教育長、人間は一日、精いっぱい、しゃべっているんですよ。しゃべっているんですよ、人間は一日。何かかにかでしゃべっているんです。朝出てくるときには、家庭の会話、あるいは夫婦の会話、精いっぱいしゃべっているんですから、一日しゃべっている中で、一言でいいから、そういった悪いことをなくしましょうというようなことを人間同士の合い言葉としてここから発信していったらば、そういうふうに社会教育ができていくんですよ。

それですから、ひとつ教育方針の中で、くだらないことばかり一日しゃべくっていないで、一言でいいから役に立つことをしゃべろうなど。お茶飲み話でも何でもい

いですよ。そのときにいいことをしゃべろうなというような、その打ち合わせができるようなことを加えたやつをひとつ教育委員会から発信していただきたい。今の教育委員の方、立派な方がそろっているんですから、これはできないはずはない。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

いろいろな場所ですというお話がありましたので、さまざまな場所でそのようなことを提案したり、発案してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番。「西郷村いじめ防止等対策委員会設置条例」について、一言、質疑いたします。

日本も戦争に負けて、いろいろ苦しいことから、だんだん豊かになって、豊かな文明も発展してきて、当時よりはもう便利な世の中になってきて、そして私も本当に憂えることは、いじめ問題が出てきて、それが本当に考えられないようないろいろな事件、悲劇、そういうふうなことになってきているんですね。だから、何かちょっと人間として置く定義、やはり必要なものというか、狂っているものというか、わからないけれども、そういうものがあるんじゃないかなとは私は思います。とにかく、こういうふうな条例が、いじめ対策委員会、こういうのができて、そういうふうなやはり1つでも2つでもそういういじめ問題が解決するなら、本当にいいことだなとは私は思っております。

それで教育長に聞きますけれども、実際、このいじめ防止のためにどういうふうなことをやるんだか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員の質疑にお答え申し上げます。

いじめに関して、教育委員会、あるいは学校、どういうことをしていくのかということですが、先ほど来、申し上げましたように、いじめはあってはならない。いじめがない、そういう安心できる場所をつくるということが最終目的であります。したがって、そのことに関してできることは何でもする。いじめが起きていること、もしそういうことがあって、そのまま放置される。それは安心できるということとは全く正反対のことです。いじめが仮に起きているということがあれば、それをいち早く察知する。それで、そのことに対しての解決をみんなで考える。そして、最善のというのはなかなかないかもしれませんが、最善を目指して、最良の方法を目指して、そしてよりベターなものを探して対応していくと同時に、いじめが起これないための対応、これも同時に並行して行うということが、この全体、目指すべきことかというふうに考えています。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、教育長から、そのようないろいろな方法はあると思えますけ

れども、私も、この仏の教えというか、仏法をちょっと学んだ人間であります。そういうふうな仏の教えの中に、やはり人間、そういう畜生の心というのは誰にでもあるんだというのは、それは弱い者いじめで、強い者にぺこぺこして、弱い者をいじめるという、そういうふうな命があるというんですね。根本的には本当に難しい、そういう問題をどのように克服していくかということだと思うんですけれども、いじめ問題は本当にいろいろな全国的に悲劇というか何とかありますから、そういうふうな方向に、起きない方向にですね。

また、人間性というか、何というか、そういうふうなこともやはり弱い者を助ける人間性というのならすばらしいけれども、弱い者をいじめるという、これは畜生の心で弱い者を食ってしまうとか、そして強い者には食われてしまうとかというような、人間はそうやってやってはいけないんですね。そのような精神教育とか、今、学校でも道徳とかいろいろ、本当にそういう教育とか、あと、やはり学問ばかりでなくて、体を通して、それは部活とか、いろいろなこともやっている。あと、社会教育とかやっていると思いますが、子どもたちがそういうふうな立派な精神の持ち主になればいいなど、私はそのように期待はするんですけれども、そういうようなことで教育長はどのように思っているか、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

学校とよく話をしているのは、先ほど来、申し上げている、そのことをしてもいじめられる、そういう人が発生した。その場合が一番、私たちが懸念している部分です。守り抜く、このことを徹底して行うということを学校にもお願いしています。もちろん、いじめが起こらないのが一番です。ですから、その先にはいじめが起こらないようにする、このことに全力を挙げて取り組みたいと思っています。

これは心の問題が大きく関係していますので、道徳教育や、あるいは学校でさまざまな体験活動をしていますので、そういう体験活動を通したり、いろいろな場所で、あるいはときに、いろいろな方法を駆使していじめが起こらないように、そして仮に起きたら、早く察知して、その被害に遭っている人、これは遭った人しかその気持ちかわからない、そう思います。どれほどつらい思いをしているのか、どれほど悲しい思いをしているのか、いわゆる加害者、あるいは加害ではないんだけど、傍観している傍観者、こういう人も含めて許すことができない。それを誰が許すことができないのかというと、やはり近くにいる先生であり、大人であり、それから公の立場にいる私たちというふうに思っていますので、繰り返しになりますが、全ての力を結集して、被害者の悲しい、寂しい、つらい思い、これをなくすよう全力を挙げてまいりたいと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） では、そういうようなことに私は期待しまして、設置条例に期待しまして終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第12号「西郷村いじめ防止等対策委員会設置条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第13、議案第13号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第13号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第14、議案第14号に対する質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番。議案第14号「指定管理者の指定について」、質疑いたします。

今回、指定管理者として村が指定しようとしている会社は、西郷観光株式会社代表取締役社長、須藤正一氏でございます。佐藤正博村長がここの取締役をやられておられる会社でございます。今回、この温泉健康センターの指定管理につきましては、公募という形で全国公募を採用したと思っておりますが、この全国公募をして、実際に応募があった会社、もし名が言えるのであれば、会社名と、それから、その入札が何か一社であったということなものですから、その申請を取り下げたという理由等があれば、それも含めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長(渡辺文雄君) 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

全国公募で行いました。会社名につきましては、共立メンテナンス株式会社。（不規則発言あり）メンテナンス株式会社。それで、この会社については、説明会、指定管理の説明会というのを事前にやります。そのときに説明会に来たのは、西郷観光と共立メンテナンスの2社でした。取り下げとかということじゃなくて、説明会に来ただけで、申請書は提出していませんので、取り下げとか、そういうことではありません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 残念ながら、また繰り返しの連続というか、一社のみ、いわゆる申請。この指定管理者制度というもともとの根本的な目的というのは、総務省も言っておりますが、せめて複数のやはり申請をとることが必要だと、望ましいと言っているんですね。それが、西郷村の場合に限っては常に一社で来ていると。それが、村長が社長であり、また取締役である会社がずっと指定管理を継続してきていて、その指定管理者としての経費の節減、また民間活力のノウハウが果たして本当に発揮されているかという非常に疑問でございまして、全く当初から指定管理料が安くもなっていないし、実際に売り上げ等についてもますます低迷しているという状況であると思います。

そういう中でちょっとお伺いしますが、今回また指名しようという、指定管理で指定しようとする会社、西郷観光株式会社。この会社は、平成24年の西郷村議会におきまして、西郷村との基本協定を結んでおいた指定管理の業務報告書、これについてうその報告をして、長年にわたって西郷村から不正な、いわゆる村の税金を取ってきたということ、これが当時の百条委員会設立の問題になりまして、この百条委員会が設置されて、そのことが証明されたわけでございます。ですから、そのような会社がまたこの、いわゆる西郷村の行政処分という、単なる委託じゃなくて、村の業務、公共機関としての業務をやる会社として果たして本当に適切なのかどうかということは、大いに疑問であります。

担当課長にまずお伺いいたします。この指定管理者選定委員会というものがあると思いますが、この指定管理者選定委員会には、西郷村議会の百条委員会で指定を取り消しなさい、また、不正に取得した、うその報告書で村から収納した税金を還付してもらいなさいということが百条委員会委員長の報告だったんですが、そういったことがありながら、この指定管理者選定委員会には村としてどのような報告をなされて、その指定管理者選定委員会では、この問題について、いわゆる百条委員会の委員長報告についてどのような協議がなされて、どのような判断を下されたのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番、時間なので、答弁は休憩の後に。

○15番（佐藤富男君） いいですよ。はい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前 11 時 01 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第 14 号に対する質疑を行います。

15 番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答え申し上げます。

今回、申請書の審査ということで、そのような内容は報告に関しては話し合われておりません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15 番佐藤富男君。

○15 番（佐藤富男君） 西郷村の今回 2,600 万円の村の業務、ちゃぼランド温泉健康センターの指定管理を行政処分して、村にかわって村の権限を預けて、そしてその業務を行ってもらおうという、その西郷観光株式会社が、いわゆる西郷村議会の百条委員会で委員長報告として、もう明らかに虚偽の業務報告をして、明らかに村の税金を不正に取得していたということは、委員長報告にあります。そういう会社を指名するに当たって、この指名委員会に対して何も言っていなかったということは、一体もう行政がどうなってしまったんだと。議会の、いわゆる権限、また議会の議決というものは一体何なんだと、根幹からこれはもう問われている問題だと思います。

これは総務課長も聞いていただきたいんですか、また担当課長、いわゆる西郷村役場職員に採用されたときに、地方公務員として宣誓されましたね。全体の奉仕者として、いわゆる業務に専念して、法令に従って頑張ってくださいよということですよ。今回の、いわゆる西郷観光株式会社について、担当する商工観光課が平成 24 年 8 月 24 日に、西郷観光株式会社の指定管理業務について虚偽の報告書を提出していたのかどうかということを西郷観光株式会社の須藤社長から聞き取り調査を行っております。その結果、商工観光課のほうとしては、議会の特別委員会に対して、虚偽の報告をしていたという報告をされております。明らかに、これは事実として担当課長から言われております。

ならば、担当課長、総務課長にお伺いしますが、地方公務員法第 32 条、いわゆる法令等及び上司の職務上の命令に従う義務の、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないということで、国の地方自治法、また村の条例、また規則、それに沿ってやりなさいとなっております。これは義務です。法令や条例、規則に従って事務を行うのであれば、西郷村と西郷観光株式会社が結んだ基本協定書第 24 条各号のいずれかに該当すると認められた場合は、指定管理者の取り消しや業務停止命令をしなければならないという義務があると思いますが、担当課長は、この地方公務員法第 32 条、基本協定書第 24 条にのっとって、事

務を誠実に遂行されてきたと思っていらっしゃいますか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

そのとおりやってきたと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、これは、担当課長、申しわけないんですが、もしここまで言うのであれば申し上げます。これは、もしもあなたのやってきたことが地方公務員法に違反していた場合は、最大、懲戒免職まであるんじゃないですか。これは議会ですから、お茶飲み話で言っているのなら、またそれはそのときのオフレコとしても認められますが、村民の負託を受けた議会、村民のほうから村政についての負託を受けた議会の中で、こういった西郷観光株式会社社長が虚偽の報告をして、村からお金をもらっていましたとはっきり認めたんですよ。それは合法的だと課長は言ったわけですよ。これは大変な問題じゃないですか。自分の地位を、職員の身分をかけて断言しますか、課長。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

指定管理の取り消しということの内容なんですけれども、西郷観光は確かに虚偽の報告をしておりました。私のほうでそれについて問いただしまして、それからというものもう自分らで認めまして、その虚偽についてをそのときに私のほうで注意してからというもの、それはやっております。そういうことで、私のほうでも指定管理については、虚偽の報告というのはありましたけれども、取り消しはしていません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは、全国の方々がこのインターネット中継を見て、それなりに立派な方もいらっしゃるでしょう。今の課長の答弁を聞いたときに、本当にこれは日本中の地方公務員の方々に通用する言葉でしょうか。今言われたことは、人のものを盗みました、私は。公の議会で認めたんですよ。だけれども、今は盗んでいないからいいですよということです。こんなことが認められたら、日本の国の法律は要らないんじゃないですか。

課長、いいですか。平成24年11月9日に、指定管理業務に関する百条委員会が西郷観光株式会社の社員及び元社員から尋問を行いました。当然、議事録もありますが、この中で社員や元社員は次のように述べています。業務報告書の写真の使い回しは知っていたと。写真なんかの使い回しも知っていたと。また、花や木の購入について、仕様書どおり買っていませんでした。年間85万円の管理料の芝生への除草剤と施肥についてはやっております。そして広場自体にはまいておりません。除草もやっております。プランターに入れて、余ったやつを少しまいたことはあります。バケツ1杯もない。これは、ねころんぼ広場とか、あっちこっち、その除草剤とか肥料をバケツ1杯もないというんですね。そして担当者は「済みません、覚えていませ

ん」と。このようにはっきりと業務の仕様書どおりにやっていないと答えています。担当課長もこのことは当然知っているはずですが、これを不問にして、また指定管理者として指定するという、こんな大変なことを西郷村議会が認めるわけにいかないし、こんなことを事務執行している商工観光課、公務員として恥ずかしくないですか。

指定管理者業務に関する百条委員会で明らかになった、担当職員の明らかな指定管理上の計算ミス、積算ミスによって、西郷観光株式会社に支払われた金銭です。これもあります。平成17年に、平成18年度の家族旅行指定管理料の委託の金額を決める際に、いわゆる芝生管理の関係の、また花木も含めてなんです、このときに約790万円の金額があったと。その中に、49万3,266円、これを一般管理費として2回ダブって計上しちゃったミスがあるんですね。それをまた委員会としても、我々としても、それは返していただきなさいと言っているんです。これすらも返してもらっていないでしょう。村民の税金ですよ。あなたの給料で返すのならいいですよ。返せますか。こんな初歩的な、事務的なミス、事務的なものの自分たちのミスを放っておいて、なおかつそれを正当化するというのは、これはもう公務員として大問題ですよ、これは。もしこのようなことでもって、なおかつもう一度、法令も条例も規則も基本協定も違反していないというのであれば、担当課長、もう1回ご答弁してください。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

24条の指定管理の取り消し等ということで、先ほどから申し上げているとおり、指定管理については、確かに芝生とかの管理についてはずさんなところがありました。それは西郷観光の聞き取りでもわかっておるところでございます。ただ、指定管理としては、私のほうの仕様書のちょっと手違いもございまして、正常な管理というのは芝生が青くきちんと管理できていればいいことだと思いますので、そういうことで、私のほうとしましては、指定管理は正常だということで私は理解しておりました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） こういうのを恥の上塗りというか、どこまでしぶといというか、どこまで公務員として本音でしゃべって、村長をかばっているんだかわかりませんが、とにかくこれを本当にほかの市町村の職員に聞かれたらば、大変な問題になると思いますね。

いいですか。結局、このお金についても、わずか46万円かもしれない。でも、明らかに役場職員の積算ミスによって生じて支払ったものです。この須藤社長は、間違いは間違いと認めて、返済してもいいと言っているんですよ、返金してもいいと。わかりますか。特別委員会の、いわゆる尋問の中で、間違いは間違いとして返金してもいいと。ただ、私一存では言えないから、役員にはかってそうしますと言っているんですよ。それにもかかわらず、役場の課長が払わなくてもいい、不問でいいということですから、こんなことが実際、村民の税金を何と置いていらっしゃるんですかね。

これは、もう一度言いますが、地方公務員法第32条、法令及び上司の命令

の問題、それもあります。信用失墜行為の禁止、地方公務員法第33条、職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと言っているんです。そしてまた、服務の基本根本基準として、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬと言っている。全部、これは違反しているでしょう、あなたのやっていることは。

それで、これは実は、この問題があって、福島県の町村会の、いわゆる弁護士さんのほうにこの問題についてお尋ねしたんですね、議会の特別委員会は。その中で返ってきた回答は、こう書いてあるんですね。いわゆる指定管理者が協定書第3条の仕様書で定める業務の一部を怠り、ひいては虚偽の報告をした場合、村としては、指定管理者に対し、当該任務違反の状況及びその原因の説明を求め、場合によっては実地について調査し、必要な指示を行うべきものと考えます。そして、指定管理者の任務違反及び報告書の虚偽の内容及び程度、管理業務全体に及ぼす影響を考慮し、それが協定書第24条各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者の指定の取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずべきものと考えます。

そしてまた、公の施設の設置者たる村は、住民福祉の向上のため、公の施設が健全に運営されるよう注意を払う義務を有しております。したがって、村に通常求められる、いわゆる民法で言う善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、その健全性を保つことができなかつた場合には、不注意の度合い及びそのことによる当該施設の健全な運営に与える影響等に鑑み、執行者に対する厳重注意、訓告、場合によっては地方公務員法29条1項の懲戒の対象にもなり得るものと考えます。と、いうふうに言われております、県の町村会の弁護士さんのほうから。

これだけのものがあるにかかわらず、いいですか、担当課長も村の監査委員も村長も、一切、監査命令も出さないし、調査命令も出さないで、それを不問にして、あげくの果てに、昨年、平成26年3月に行われた西郷村長選挙で、西郷観光株式会社は真っ白だと。議会がおかしなことをやっていて、これが裁判で認められたんだと堂々と言っていたじゃないですか。これが私は現実だと思います。

そして何千万円という、私から見れば、85万円の、いわゆる除草剤と施肥だけにおいても、10年で850万円になる。全部、村民の税金です。私も、議員でなければ、こんな憎まれ口をきくあれはないし、言いたくもないけれども、バッジをやはり村民からいただいた以上、議会議員として、議会のチェック機関の一員としては、当然、これはやるべきことです。やらなきゃならない。そして、その方をまた指名して、またその、いわゆる指定管理者として村が堂々とやるということは、私から言わせれば、議회를侮辱したことにもつながってくると私は思うんです。

そして、この根本原因が、いわゆる双方代理なんですね、民法で言う。いわゆるこの指定管理者を指定するのが佐藤正博村長であり、それを受託する西郷観光株式会社の実質的な社長であるのは佐藤正博村長だ。（不規則発言あり）何ですか。違うんで

すか。（不規則発言あり）だったら、私が申し上げますけれども、ちょっとお待ちください。

村長、平成18年から平成19年、平成20年、このときの代表取締役は誰ですか、西郷観光株式会社。（不規則発言あり）前でも、平成18年から始まったんですよ、指定管理は。（不規則発言あり）社長でしょう。だから、自分が発注して、それを受託したのが佐藤村長だったんです。同じものをやっている。だから、同じものをやっている者が、いわゆる本当に、いいですか。今度、これがあるんですね。地方自治法の第138条の2です。普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規定に基づく当該普通地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負うとなっているんです。村長の義務なんです。ところが、その条例違反をしても、何しても、自分がそれをやってきたから、村長としてそれを言えない。いわゆる双方代理ですから。こんなことがまかり通ってきたんです、何十年も。

何十年、失礼しました。佐藤村長になったのが、いわゆる平成14年から西郷観光株式会社の社長をやっています。それで議会から何だかんだ言われて、はじめて平成21年から社長をかえたんですね。結果として、こういった元社員等にあるように、何もやっていなかったけれども、慣例的にやったというその報告を出してお金をもらいましたと認めているじゃないですか。それを、協定違反でもなければ、地方自治法違反でもないし、不問にする。ただ青ければいい。だって、青ければいいんだったら、こんな仕様書は要らないでしょう。担当課長、どうなんですか。仕様書をなぜつくったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

正常な管理をさせるためです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 正常な管理がされていなくて、青であればいいと言ったんじゃないですか。矛盾しているんじゃないですか、だったら今の言葉は。正常な、いわゆるこれこれ除草はこういったものを除草してください、肥料はこういう肥料をまいてください、そして年間、ここは何回刈ってください、それが芝生を維持管理するためですよ。青々している。もちろん草だから青々していますよ、どこだって。タンポポが生えても何が生えても青々しますよ。ではないでしょう。だから、適切な、適正な管理をしてもらうために、仕様書をつくってやっているんでしょう。それを全くやらなかったら、ただ青々していればいいというのなら、仕様書も要らない。一遍にばんと1,000万円とか2,000万円を預けて、それでいいんじゃないですか。村で見積もって、仕様書抜きで。違うでしょう。そんなずさんなことをするのならば、協定書も何も要らないですよ、仕様書も。だから、私が言っているのは、地方公務員法32条として、法令、条例、規則、これがあるでしょう。それに従ってやれば、職員として当然、こういった計算ミスがあったり、やることをやらない業務の報告、うそ

であった場合には、適切な措置をしなければなりません。

監査委員にもここでちょっとお伺いしたいんですが、監査委員、こういった積算ミスによるお金が生じたとか、明らかになったとか、それから業務報告書、いわゆる基本協定に基づく違反がはっきりしたと。本人も認めている。そしてまた不法に、村は過剰に、やれもしない仕事に対してのお金を支払っていたということがはっきりしたわけですが、これに対して監査委員として、監査委員はそれを監査するやはり責務が私はあると思いますが、今日、実は村の代表監査委員が、この西郷村観光協会の、いわゆる会計事務を扱っていらっしゃるんですね。だから、その村の監査委員の方は、当然これは、ここで答弁したとしても、村長と同じで、発注者も受注者も同じだと。会計事務をやっている監査委員が同じだということでは、これはまともな監査はできません。ただ、議会でこれだけの問題が起きていて、最終的に誰が責任をとるとなると、村長自身がもう、はっきり私から言わせれば被告ですからね、これは。悪いことをしたとすれば。その方が答弁したって、そんなものは信用できませんから。

すると、村の監査委員にやはり委ねるしかない。242条ですか、住民監査請求と同じく、いわゆる監査委員にその決断を委ねるしかない。それが本当に職員として地方公務員法に違反していたのかいないのか、またこの協定書に違反していたかしなかったか、これもやはり監査委員が決めなきゃならない。監査委員が責任を持って、これは明らかに適法に、条例どおり、基本協定どおり行われていて問題ないというのなら、それはそれでまた考え方も、また私も考えますが、村の監査委員としてこの問題についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 監査委員、13番高木信嘉君。

○監査委員（高木信嘉君） 13番。15番佐藤議員にお答えいたします。

私、監査の高木でありますけれども、去年の7月からの任命で監査をやっています、この当時の平成24年度、平成25年度等は監査委員でなかったもので、細かい部分についてはちょっとわからない。とはいっても、引き受けたのは継続事業でありますから、当然、監査としての意見は述べなくちゃならないと思っております。

そんな中、15番議員と課長とのやりとり等も十分に聞いております。当時、その平成25年度の意見書等を拝見したところ、当時の監査委員の立場として、事の重要性に鑑み、百条委員会の立場を尊重し、なお、例月出納検査並びに平成24年度、平成25年度決算においても百条委員会の報告書を尊重するよう述べているということでもあります。それが経緯でありまして、今まさしく指摘されました件でありますけれども、この内容の不正等々という今お話があったんですけれども、この件について私がここで即答はちょっと、内容等について詳細についてわかりませんので、即答は控えさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ご無理ごもっとも。議会選出の高木監査委員は、議員である監査委員は、最近なられてきたので、ここで即答と言っても、私はできないというのは当然でございます。ただ、監査委員の職務として、第199条に、監査委員は、普通

地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するとあるんですね。そして、その中の特に第5項、監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。そして、ここがまた大事なんですけれども、監査委員は、当該普通地方公共団体の長から村長ですね。普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならないとなっているんです。

ところが、議会の百条委員会という、いわゆる村の議会の伝家の宝刀と言われる百条委員会をつくって、証人尋問も行い、結果として明らかに虚偽の報告をしていた。本人も認めた。そして積算ミスがあった。こういうことであつたにもかかわらず、村長は、監査委員もですよ。監査委員も村長も一切これを不問にして、監査もしなかった。何もしなかった。そして、なおかつそこに、また今回、指定管理しようというんですよ。これは本当に村民に対して説明責任が必要だと私は思いますよ、これは正直言うと。担当課長は堂々と、それをまた、法令違反もしていないし、条例違反もしていない、協定違反もしていないと言うんですよ。会社、社員が認めているんですよ。社長も認めているものをだ。こんなことがまかり通るんでしょうか。それで、監査委員はここで即答できない。

これはどうしますか、議長、これ。これは、これからまだ質問がいっぱいあるんですが、これがはっきりしないと、これは前に私は進めませんよ、これは。違法なのか、違法でないのかというのがはっきりしなければ。（不規則発言あり）はっきりしてください。（不規則発言あり）だから、わからなきゃわからないでしょうがないですけれども。

○議長（鈴木宏始君） それでは、議会運営委員会にご相談を申し上げて、そこでその結論をいただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○15番（佐藤富男君） 結構です。お願いします。これは前に進まないです、このままでは。

○議長（鈴木宏始君） どうしますかね、これは。10分だけだと（不規則発言あり）1時まで休議して、その中で議運やるか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第14号に対する質疑を続行いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 先ほど休憩前に議会運営委員会を要請しておりますが、まだ結論的に答申をいただいております。そこで、もう若干、議会運営委員会を引き続き審

査していただきたいと思いますので、これより午後1時30分まで休憩いたします。
(午後1時00分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後1時29分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第14号に対する質疑を続行いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま質疑の途中で議会運営委員会を要請し、この議案の処理について検討を加えていただいております。ただし、関係条文に対する解釈等によって今後のことも変わってくるというふうなこともございまして、いましばらく議会運営委員会の審査を続けていただきたいというふうに思いますので、これからまた30分休憩して、休憩をとって議会運営委員会の審議を続けていただきたいというふうに思っておりますので、これより午後2時まで休憩いたします。

(午後1時30分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後1時59分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第14号に対する質疑を続行いたします。

議会運営委員会にてただいままで審議を続けていただきましたが、その経緯について、若干、議長よりご報告を申し上げます。

12時前より議会運営委員会をお願いして、ただいままで、午後2時まで協議を続けていただきました、お昼を挟んでおりますけれども。そこで、15番佐藤富男君の質疑の中で、担当課長に対する質疑とともに、議会選出の監査委員に対する質疑を行ったわけですが、その監査委員が答弁できるかどうかということの資格について、関係法令等を今、議運で調べておりますが、いまだに結論は出ません。しかし、会議時間の都合もございまして、とりあえずこれは保留というか、結論を出さずに、とりあえず15番議員の質疑を続けていく。そして、15番議員の質疑の後にも質疑者がおられれば、この質疑も全てやっ払いこうというふうなことでこれから進めてまいりますので、どうぞご理解をお願いします。

(「議長に質問」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 何ですか。

(「ただいま議長が発言した中で、結論が出せないということをおっしゃっていましたが、その結論が出せないという理由は何なんですか」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 理由は、だから、今申し上げたようないろいろな状況があるものですから、そこでまだ議会運営委員会としての結論に至っていないということですから、理解してください。

(「いろいろな理由、それが非常に聞きたいという」(不規則発言)

あり)「言ったでしょう。監査委員の問題、監査委員のことだ
て」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) だから、今申し上げたでしょう、監査委員。

(「結論を出せないという、それを阻害している理由は何なんだと
いうことなんです」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 阻害というよりは、関係条文の解釈について、いろいろその解釈
ができるというふうなことで、これをしっかり一本化で決定というふうなことには至
らないという話です。ご理解ください。

(「はい」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) それでは、質疑を続行します。

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) それでは続行しますが、先ほどから申し上げましたとおり、こ
れは明らかに西郷村議会が百条委員会をつくって、それで西郷観光株式会社が西郷村
の指定管理者として業務報告を行ってきたと。その報告の中が虚偽の報告であったこ
とは、社員の証言、また社長の回答で、もう明らかにこれは違法でしたと、これは認
めているんですね。虚偽でしたと認めているんですね。しかし、これについて村長も
担当課長も全て不問にして、なおかつ、今年の村長選挙では、何も問題なかったとい
うことを堂々と村民の方々に、これはマイクを通じてご報告申し上げていると。

しかし、現実には、私は、この職員も地方公務員法の32条によってちゃんと、しっ
かりとこの法律を守り、そしてまた条例を守り、規則を守っていくのであれば、明ら
かにこれは計算ミスによって生じたものは返してもらわなければならない、うそをついて、そ
して報告して、やっていないものややったとしてももらったものは、返すべきなのが当
たり前だと。しかし、それが、いや、必要ないんだと言っているから、これは大きな
また問題になってきているわけですよ。それが本当に地方公務員として、私は29条
までも及ぶのではないかと思っています。しかし、これがまだ現実的に、どちらが正
しいかについてやはり、これは村長もその不正を働いた会社の社長をやってきたわけ
ですから、当事者なんですね。これは当然、答弁を求めてもしょうがないことだし。
だから、結果的には、監査役にその中身についてお知らせ願うのが一番いいというこ
とで話がつれてきたんですね。

そういう中で、監査委員は、毎月1回、月例検査を行います。また、監査委員は、
必要があると認めたときは、いつでも監査をすることができるとなっておりますが、
どういうわけか、西郷村の監査委員は、百条委員会でこれだけの委員長報告をして、
虚偽をしていました、計算ミスをしていたということがわかっているにもかかわらず、
これを全然やらなかったと。なぜなのかと。これはどういう力が及んでできなかった
のかというのを私は疑問に思っているんですね。

ここで議会事務局長にお伺いしますが、実は、平成24年の須藤社長の証人尋問の
ときに、西郷村議会の事務局から、監査委員がお伺いしますのでということで9月ご
ろ連絡があったと。社長は待っていたと、監査委員を。しかし、待っていたけれども、

議会事務局から連絡があったけれども、来なかったと言っています。これは、どうして監査委員が行かなかったのでしょうか。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 監査委員会主任書記より、ただいまの質疑に対する答弁に若干の時間が欲しいということでございますので、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時07分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

- 議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第14号に対する質疑を続行いたします。15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

監査委員主任書記。

- 参事兼議会事務局長兼監査委員主任書記（松田隆志君） お答えします。

当時、百条委員会が開催されておりまして、資料の提出ということで西郷観光株式会社へ何度か電話をいたしました。あと、公文書でも資料要求ということで何度か電話はいたしました。監査委員書記としての立場で電話した記憶はちょっとございません。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 結果的には、あれだけ百条委員会をやって、これだけの問題になっているのに、監査委員は一切この問題についてはタッチしなかったし、責任からすれば、当然、監査しなきゃならないものを放置してきたと。本当にもう信じられないような西郷村政ですね。そして、選挙では何もなかったというお話でございます。

なぜこう言うかという、今、今年の平成27年度当初予算の中でも申し上げたとおり、例えば文化関係でも1万円、2万円の金の削減をずっとしていったり、またPTA関係もずっと削減したりして、厳しい、厳しいとやってきている。しかし一方では、このようにずさんな行政をやって、そして村民の税金をただ一企業に垂れ流しをしていると、そういったことが私は許せないんです。

このちゃぽランドにおいても、では今まで一体、西郷村の村民の税金が幾ら投入されたんだということでございますが、建物建設費から現在までの委託料、指定管理料を含めて、あの温泉館、老人の方々はいい迷惑を思うけれども、老人の方々のために28億円ですよ、投入したのが。村民、老人の方々、怒らないですか、高齢者の方々。村の言っているのは、皆さんの健康維持のためにやっていますと言うんですよ。だから、高齢者の健康維持のために28億円使っているんです。そして、文化関係でも何についてもそうなんです、今年も全部、予算を切っています。こういう矛盾をやったり、また、ある意味でいうと高齢者をだしに使ったり、高齢者の名前を使ってこのようなずさんなことをまかり通そうという魂胆が、私は行政としてはいかが

なものかと。

こういった西郷観光株式会社の、いわゆる虚偽報告をして不正にその村の税金を取得した以外にも、どうしても私は、これは疑問に思うことがあります。というのは、昨年の、一昨年ですか、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの西郷観光株式会社の決算書を見ますと、いわゆる売り上げが1億4,000万円ありましたと。その1億4,000万円を得るための原価が8,800万円でしたよと。そして粗利益が、いわゆる5,300万円ありましたと。しかし、この5,300万円の粗利益を得るために、販売経費、一般管理費が8,966万9,081円かかっている。営業利益はこれは損失ですね。単年度、平成25年度の営業損失が3,634万5,389円だったと。こう莫大な赤字会社なんですよ、この西郷観光株式会社は。今、赤字会社なんですよ。

しかし、この赤字会社が、不思議なことに、平成21年にこの会社の預金が2,500万円しかなかったと。そして平成23年に3,103万5,422円の銀行預金があった、白河信用金庫西郷支店ですか。しかし、平成25年から平成26年にかけての3,634万5,389円の赤字がありながら、わずか3年でこの銀行預金が6,065万7,679円になっている。どういうことなんですかね、これは。3,600万円の赤字を出した会社が、3,000万円、預金が増えているんですよ。こんなこと、実際、経営の中であり得ないでしょう。これは、私が思うには、この経理のときに3,300万円くらいの雑入でお金が入っていますね。これは恐らく東京電力からの営業保証金でしょう、私が思うには。それをそっくり残しておいて、村のいわゆる指定管理料に反映する売り上げには、その東京電力の賠償金は一切入れていないんですよ。6,000万円もの利益を貯金ができるのであれば、なぜ西郷村のほうに1,000万円でも1,500万円でも半分くらいでも還付したらいいんじゃないですか。

そしてまたもう一つ、平成25年から平成26年にかけて、単年度で3,600万円の赤字を出す会社ですよ。では、もし東京電力の営業保証金が平成28年3月で打ち切られたと。そうしたら、平成29年度、3,600万円のうち、ちゃぼランドについて、また1,000万円、2,000万円のいわゆる指定管理料をプラスするようでしょう。村の算定した指定管理料を見ると、いわゆる入館料売り上げと、それから指定管理料と物販、飲食売り上げ、そしてこれが収入で、あとは、その経費は1億円かかっているんですよ、1億円。何でこんなにかかるとはわからないけれども、大体食堂とか物販まで指定管理料の中に入れるというのはとんでもないことなんですよ、本当は。

このような私からすればまやかashiをやって、東京電力の賠償金でそっくり返ってきたのを預金に積んでおくと。そして村のほうには一銭も入れない。そして、指定管理料、今度は2,200万円を2,900万円に上げろと。これは、村長が社長であり、村長だからできるんですよ。双方代理だからできるんです。これが全く別な村長であり、別な社長だったら、こんなことを村長が許すわけにいかないでしょう。幾らかで

も経費を落とせ、村民の税金を幾らかでも少なくしろと、指定管理料を低くしろというのは当たり前の話ですよ。ところが、受ける村長も一緒だから、もう1人で決めて、議会が何を言ったってもう耳をかさないし、青ければいいんだと、ただそれだけ。そして、いわゆる虚偽の報告をして取ろうが何しようが、この問題と関係ない。積算ミスして余分にお金を払ったって返す必要ない。社長が、それは返しましょう。村長は返すことない。こんなことがまかり通るかね。課長も返すことはないと言うんですよ。社長は返しましょうと言っているんですよ。こんなことが行政でまかり通るのはおかしいでしょう。

そして、村民の税金ですよ。村長の個人給料からあげるとか、課長の給料からあげるなら、それはかまわないです。個人的にやったらかまわない。これは村のお金で、村民のお金ですよ、この税金というのは。そんな村民のお金をこんな違法状態で、野放し状態で、そして垂れ流しておいて、今度、今年からPTA関係は何十万円減らせ、今度、文化関係は30万円の文化祭費で、10万円減らして30万円ですと。40万円が30万円ですよ。その他、もろもろいっぱいありますね、1万円、2万円削ったり。こんな行政をやって、何が目的なんですかということですよ。文化の振興よりも、西郷観光株式会社のそういった不正を太らせることが仕事なんですか。何でこんな3,600万円の赤字会社が、3,000万円の利益をプラスしたら6,000万円も預金が残るんですか、課長。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

先ほど言われました西郷観光の決算については、私ははっきりはわかりませんが、内部留保資金、減価償却費を経費として落とします。それを恐らく私は積み立てて、その金額があるんだと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 減価償却費なんか500万円しかないですよ。（不規則発言あり）だから、毎年、では500万円ずつ3年間できれば1,500万円でしょう。3,000万円増えているんですよ、平成23年から、わずか平成24年、平成25年、平成26年で。そういうでは、東京電力の賠償金はどうしたんですか、その金は。3,000万円は。雑入に入れたお金は。みんなそれを積んであるんじゃないんですか、銀行に。いくらこの場でごまかそうと思ったって、私も多少、経営者の端くれだし、営業保証金というのがどういうお金かという性格はわかりますよ。そして、そのお金をどのように扱うかということは全部指導が来ているでしょう、東京電力から。全部、会社の売上金の中に入れなさいと。譲渡しなさいと。そうでしょう。雑入として入れる。そうしたら、当然、あのちゃぼランドだってあったよ。原発事故があって入館料が減った。中の飲食も減った。減っているはずでしょう、必ず。要するに、いわゆるその指定管理の算定に入る収入が減ってきているんです、原発事故によって。それを全くカウントしていないでしょう、この見積もりの中には。そして、西郷観光

はその分は全部いただきということでしょう。そして村民、村の税金をどんどんどんやって、今年2,200万円を2,900万円に上げたかったんだ。村長が社長であり、村長だから、こんなことができる芸当なんですよ。とんでもない話です、これは。こんなことを認めていたら、議会議員としてバッジを外すようですよ、チェック機関としては。

これは、指定管理というのは、あくまでも、これは民間のノウハウ、そして機動力、そして経費の節減、サービスの向上という目的なんでしょう。それが全くできなくて、単年度に、そしてまた3,600万円の赤字を出す会社が、本当に村の指定管理者として、行政処分の村の公共機関と同等のレベルになる指定管理者として、どうなんですか、これは。最初から資格ないでしょう、3,600万円も赤字を出す会社。その前までは、年間700万円ぐらいでしょう。ずっと来たのは700万円のプラスマイナスぐらいです。おかしなことに、平成25年4月1日から平成26年3月末日の決算において、3,600万円の赤字が出たんだけど、最終的には利益98万円でしょう。帳簿操作ですよ、これは私から見れば。こんな子どもだまし、私からすれば子どもだましですよ。こんなことを監査委員も見ない、村も野放しにしておくといったら、村民の税金なんか幾らあったって足りないですよ。

あと7分しかなくなったから、ちょっとまだまだいっぱいこれは聞きたいことがあるんですけども、総務課長、最後にお聞きします。こういった状況をこの指定管理者選定委員会に何も話をしないで、そしてその方々に、また審議した選定委員会も委員会ですよ。当然わかっているでしょう、これ。この内容は。ということは、私からすれば、正常にこの選定委員会も機能していないということです。また、その情報を渡さなかった総務課長も総務課長ですよ。どうしてこの議会の議決というものを真摯に尊重するならば、西郷観光株式会社の問題について、平成24年に百条調査委員会があって、委員長報告でこういうことがありましたと。これは資格要件があるでしょうか、ないでしょうかとはかるのが総務課長の仕事でしょう。それを一切不問にしたのも問題があるし、また、そのことを知っていて選定委員会でも何も議論しないということも問題でしょう。

その社長であり、村長が、そういう行政を行う。課長も全くこのことを合法的だった、違法じゃないと言っている。こんな行政が本当にまかり通ったら、全国一の無法行政と言ってもおかしくないと思いますよ。もし、これは後日、監査委員がきちんと調べて、あと県、町村会、また総務省と、全部、徹底的にこれは資料を渡して話をして、どこが間違っていて、どこが間違っていないくて、どこが正しかったのか。また、私が悪ければ、私も当然、この議場で、ここで謝り、陳謝します、悪かった部分があれば。

総務課長、どうですか。選定委員会に対して、どうしてこの報告書の報告をしなかったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

指定管理者選定委員会は、上がってきた書類を審査するというので、その件に関しては説明しませんでしたので、そういう形で進めました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 総務課長という職務は、村内の各課全てやはり目を光らせて、また要望なり、また問題点があれば総務課のほうできちんと目を配るべきでしょう。そして、議会の中で、百条委員会という中で委員長報告をして、お金を返してもらいなさい、そして指定管理を取り消しなさいということまで言っているんですよ。総務課長は、では議会の議決というものをどのように考えているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

もちろん尊重すべきものと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く尊重していないでしょう。言葉と腹が違うでしょう。行動が違うでしょう。だから、今、議会の中で議員定数削減がどうのこうの、定数がどうのこうのとやっていますよ。やっています。これほど無視される議会なら、議会なんか要らないですよ。全部、議会議員定数ゼロにすればいいんですよ。ゼロでいいんです。だって、権限も何も議決の意味をなさないんだもの、だって。行政に反映されないんだもの、こんな議会は要らないでしょう、西郷村に。1名、2名の問題じゃないですよ。議会の議決というのは何なんですか。地方自治法96条で決まっていますけれども、その議決されたものというのは何なんですか。真摯に議会の議決を尊重して執行するのが当たり前だし、議会というのは、要するに、選挙を通じ村民の負託を受けた、村民代表が集まっている村の最高議決機関でしょう。この村の最高議決機関で決まったものを総務課長、村長、担当課長が全部無視するならば、議会は要らないですよ。これは議会を解散して、もう議会の設置をなくして、議会定数ゼロにしたらいんじゃないですか。でないと、我々、議員をやっても意味ないですよ、これは。議員定数を1名、2名削減したからってこんなのマンガです、はっきり言わせてもらおうと。

私は、最後に言いますけれども、我々議員も、村長も、全て憲法、そして地方自治法、そして村の条例等、また規則に従って、やはり法治国家の中で法に従って存在して、法に従って運営されるべきものですよ。その法を無視したら、これは我々の立場なんか要らないし、議会も要らないです。行政も要らないですよ。とにかく私は、もう少し村民の立場に立って、税金を最少の経費で最大の効果が上がるように、1円たりとも大事に使っていくんだという気持ちがあるならば、こんなことはあり得ないと思うし、課長から、これは合法的に行われたという、そのようなとんでもない発言はなかったと思う。とりあえず、時間ですから、これで一応終わります。

○議長（鈴木宏始君） 現在、議案第14号に対する質疑をやっておりますけれども、そのほかに質疑ございませんか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。ただいま15番佐藤議員のほうからいろいろ質疑されましたが、私も佐藤議員の言うことでほぼ言い尽くされたかなと、そう思っております。

それで、この問題は、これは指定管理ということでもた再度出てきたわけですが、今までの経緯、西郷観光、あるいはキョロロン村というのができて以来、私も当時、開設したときから議員をやっていますが、その中でいろいろ、毎年毎年、赤字が出てどうするんだと。このままでいったら必ず破綻して、村の財政負担、そういったことに、もうどんどん毎年毎年そういうことが積み重なって、そういうことで警告、あるいはいろいろな改善策も指摘してきました。しかしながら、時の執行部の皆さんは、そういうことではなくて、先ほど佐藤議員が言われたように、老人保養、健康増進のためと、そういうことで一くくりにして、急場の弁解というか、そういうことをなされましたね。しかし、それはそれとして、確かにそういう面も私はいいと思います。しかし、現実にこれが毎年毎年、赤字垂れ流し。これは、もう人のお金だからそういう経営ができるんですよ。自分の個人の金なら、絶対これはもう1年たりとも許されないですよ。誰が払ったかわからない金だから、これは村民の税金ですが、そういうずさんな経営もできる。そして今日、このまた指定管理者。

この指定管理者の問題、平成24年に経営内容がおかしいということで、我々は議会において百条委員会を設置しましたね。その中でいろいろな問題が出て、そして内部の従業員の方から、実はこういうことをやっていると。そういうことで我々は、議会としてはこれは捨ておけないと、そういうことでいろいろ話し合いの中で指摘してきましたね。そして、結論的にこういう問題があるんだと。そして告発までしたと、そういう経過ですね。

それで、今日、指定管理者となられるその人そのものが、また当時の方がこういう形で出てきた。私に言わせれば、本当に厚顔無恥というか、そういういろいろ議会で問題になった、指摘された、そして本人も認めている、そういう方々が、なぜまた、再三にわたって、こういう形で、指定管理者でございます、議会の皆さん、どうかご同意くださいと。まあ、これは、村長もよくもこういう厚かましいというか、先ほども出ていましたが、議会のそういう結論というのを全く無視して、何でも出せば、数があるんだから、もうこれは通っちゃうんだからと、そういう考えで出しているんでしょうけれども、事の本質を全く無視した、私に言わせれば暴挙と言わざるを得ない。こういうことがまかり通る議会というのは一体何なんだと。私は、個人のそういう好き嫌いで論じるつもりはありませんが、あくまでも、その仕事の経営内容がすぐれているものだったら、すぐれているものはそういう評価をして、またやってほしいと。しかし、こういうふうに、先ほどから言われておるように、赤字を出して何ら改善しない。そして、いろいろな面で問題があるんだと、そういう点についても全然改善が見られない。また再度、こういうふうに出してくる。

お聞きしますが、その選定委員会のメンバーの方々も、この資料の中で名前だけしか出ていませんね。どういう経歴、今何をなさっておるのか、どこへお住まいなのか、

その辺、ちょっと明かしてください、まず。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 後藤議員のご質疑にお答え申し上げます。

資料のほうに、西郷村指定管理者選定委員会ということで、4名の方、名前が記載してございますが、金田宗税理士、この方は金田会計事務所という村内で税理士をなさっている方です。それから、永澤裕二、現在、商工会の事務局長で在籍しておりますが、以前は太陽の国の副理事長。それから県のほうの職員でして、J ヴィレッジの立ち上げとかもやってきた方です。それから、甲賀敬さんに関しましては、現在、太陽の国の副理事長。県のほうから副理事長として赴任している方です。それから、4番目の安斎直道さんは、東邦銀行新白河支店の支店長でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） こういう経歴の皆さんが選定したんだと。先ほども佐藤議員が、どういう選定をしているんだと。これは村内に在住しているんでしょう、皆さん。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

金田さん、永澤さんは村内に在住しております。それから、甲賀さんに関しましては、申しわけございませんが、太陽の国にいつも勤めてはおりますが、村内在住かどうかはちょっと、住所があるかどうかは調べてみないとわかりません。安斎さんに関しましても、勤務先は新白河支店でございますが、住所がどちらになっているかは、ちょっと調べてみないと、申しわけございませんが、わかりません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村内の方が2名だと。あとは住所不定なんて言うのと聞こえが悪いから。でも、わからないのはわからないよな。普通、私は、本来であれば、これはこういうことの事情を知っている我々議会議員のほうが一番早いな。西郷観光の事情を全部、予算から、何に使った、そういうのを把握している議会議員で選定したほうが、本来は一番これはまずいんだか何だかわからないけれども、結論から言えば、我々が、この人が適当だとか、そういう判断をするのが、また本当に実のある選定ができるんだけれども。

要は、これはやはり村長の、これはうがった見方ですけども、息のかかった人になるんですよ、こういうのは。だから、客観的な、そういうこの人が経営的にすぐれているとか、マネジメントにすぐれているとか、その人の今までやった経歴とか、そういうことをきちんと真面目に考えた結論じゃなくて、執行部の意に沿った人がただ形式的に選んだにすぎないんじゃないかと、私はこう思います。だって、そうでしょう。先ほどの総務課長の答弁では、そういう資料なり経緯なりを説明しないでやったと言っているんです、これは。だから、いわば形骸化した、形だけの選定委員会じゃないかと、私はそう見ますね。そういうことで、その選定する過程においても、もう既にきちんこの西郷観光の運営を黒字に持っていく、あるいはもっとサービスを向上するとか、いろいろな、商売だからそういうことを鑑みて出した結論ではないと、

このように私は思いますよ。

それで、何よりも、まずそういう議会から百条委員会も設置されて、そしてその中でいろいろな欠陥、経営内容についてきちんと厳しく指摘しているわけだよ。そして告発まで出された。そういう人物をなぜ再度、またこういった形で出してきたのか、それを村長に伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 適当と認めたからであります。（不規則発言あり）適当と認めたからであります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長の何かちょっと投げやりな、それはそうかもしれないけれども、あまりにも今の答弁は、こういった今までの、先ほどからの質疑においていろいろなことを指摘しているわけだよ、我々は。ただ一言、適当だからなんて、何ですか、それは。（不規則発言あり）ちょっと議会をなめているだよな、あんた。（不規則発言あり）何が異議ありだ。そこで俺がどうのこうのなんて言っていて。（不規則発言あり）だめだよ、そんな。我々は個人的にどうのこうのじゃないよ。この西郷観光株式会社の経営内容、いろいろなそういう問題で、今日きちんと議論しているんじゃないですか。それをそんな適当だからなんて、何だよ、それは。もう村長職を何か捨てたような感じだな、それは。（不規則発言あり）いや、それならそれでかまわないけれども、もう少しきちんと、やはり真摯に答えないとだめだな。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 適当と言ったのは、本当に適当だという感じで申し上げた。なぜか。そもそもずっと歴史をお話になりましたね、つくったときから議員だと。よく知っています、私も聞いていますから。そこで、結局、先ほど20数億円投じたということで、そして健康増進事業でやろうとした。これも知っております。しかし、この話が出てくるときに、やはり巨額な赤字があった。ご存じですね。この赤字をどうするんだといったときに、潰すのか、継続するのか、大変な問題がありましたね。議員、ご存じですね、これは。その後に、せっかくこの建物があるんだし、これがなければ甲子はやはり非常に苦しいことになる。一番大きいのは公共施設。その公共施設も、ちゃぼランドをつくる、あるいは家族旅行村をつくるときに、個人ではできなかったです、民間では。それで第三セクターをつくった。村が出資して株式会社をつくったわけです。そして、それを運営させるということをもって温泉健康センターまでつきましたね。これは事実を言っているわけです、議員、いたというから。ということなので、それをずっと踏襲してきました。

しかし、あるときに、このまま続行できるのかどうか。あのときにもう14億円、15億円の借金がありましたね。さて、あのとき、どっちの選択をしたほうがよかったですか。結局、あれを潰せば、潰して国有地として返すときに、全部現況に戻す。幾らかかると思ったら、億以上、金がかかると話が出ましたね。同時に、そのときに（不規則発言あり）いやいや、適当である話をしているんだ、今。（不規則発言あ

り) そういう話をして (不規則発言あり) いや、そこで (不規則発言あり) もちろん、そこへ行く。そこへ行く。

指定管理というのは、そういう背景があって、第三セクターをつくって、村長が社長だった。村長が社長をやるしかなかった。なぜか。借金があるから。借金がある会社の社長を引き受ける人なんかいませんよ、これは。だから村長がやっていた。(不規則発言あり) そのときに、結局、それはどうしたほうがいいのか。借金をきれいにしましょう。きれいにして、これを存続させようと (不規則発言あり) いや、これはほかの人は知らないかもしれない。(不規則発言あり) そういうことがあってきれいにしたときに、(不規則発言あり) そのときに (不規則発言あり) いやいや、(不規則発言あり) 静かにしなさい。しゃべっているんだから静かにしてもらいたい。(不規則発言あり) そういう経過があって、そして誰がやったほうがいいのか。(不規則発言あり) 質疑をされていて、聞かないんですか。(不規則発言あり)

○議長 (鈴木宏始君) 村長、簡潔にご答弁ください。

○村長 (佐藤正博君) わかりました。(不規則発言あり) そこにいきますから。(不規則発言あり) 村長が社長をやるしかなかった、借金があったから。そこで (不規則発言あり) いやいやいやいや、関係している。そこで民間の力を早く入れるべきだったという話がありましたね。民間 (不規則発言あり) だから、民間を導入したんだよ。民間を導入した。民間を導入するには、やはり借金がなければ出てこないわけですよ。ということがあって、借金がきれいになったという時点をもってその社長を交代したわけで、社長を交代するイコール (不規則発言あり) いやいや、説明 (不規則発言あり) 説明をしている。(不規則発言あり) もちろん。今の (不規則発言あり)

○議長 (鈴木宏始君) 村長、ご答弁の途中で大変失礼ですけれども、1回、着席をお願いします。

14番後藤功君。

○14番 (後藤 功君) 私の質問に全然、設立以来からのそんなのを聞いているわけじゃない、そんなの。指定管理者の流れだって、私は知っているよ、そんなのね。(不規則発言あり) なぜそうなったかというのは。そんなのはわかっているよ。なぜ今、先ほどから問題になっている、この経営の味身が非常にずさんであり、またこういう百条委員会まで設置されて、そこでいろいろ指摘を受けたのが、全然反省も何もないだろうと。(不規則発言あり) いい。まだしゃべるから。(不規則発言あり) いい。だめだ、議長。村長にいくのはだめだ。ここは議会なんだから、だめだよ。俺は村長だから議会より上だなんて、そんな大した気持ちというのは。(不規則発言あり) これは同等のあれでやっているんだからね。だめだからね、そんなのは。とんでもない話だ。議員の皆さんも、ちょっと私、言っておくけれども、非常に誤解をしている。何だ、村長の下請機関みたいなことで思っている議員がいる。とんでもない話だ。我々は、住民の代表として村政をチェックする機関として、これは言っているわけだから。馬鹿にするようなそういう態度は許されないからね、これは。

それで、私が言っているのは、今の指定管理者があまりにもそういうことで厚かま

しいんじゃないのと。我々のそういう指摘した数々の問題点を本人も認めているわけですよ。何で、日本人、1億何千万人もいるのに、この人しかいないという道理はどこにあるんだと。だから、それはすぐれた人がいれば、こういうことを何で前向きに改善するとか、そういう気持ちでやらないんですかということなんです。その点、どうなんですか、この選定。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この法律ができたときに、やはりこの公共施設、誰にやらせたほうがいいのか、それが公の施設の管理というふうの一つの形態をとりましたね。これまでのように委託ではなくして、やはり指定管理という特権という形を与えた。それは運営できるという前提がついている。指定管理というのは、公共施設、村にかわってそのつくった目的を実現できるということをやった。（不規則発言あり）ということをやってきて、今の会社は適当であると思った。しかし、いろいろな条件として開放すべきであるということがあったので、一般的に公募をした。それがなかったということですから、今の会社でいいと、そう思ったわけでありませう。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 公募したけれども、なかったなんて、話を聞くと、公募の期間がわずか2週間や3週間でしょう。そんな短期間でそんな簡単にいくわけないんですよ。本当にすぐれたそういう経営者、やる気のある、そういう人を見つけるんだったら、もっと積極的にいろいろなPRなり営業なり、実はこういうことでこの西郷観光の株式会社が経営がうまくない。いろいろなところに相談できるでしょう。外部のコンサルタントしかり、行政のいろいろなのがありますよ、それは。そういう気が全くない。はじめにこの指定管理者ありきだから、そういうことになるんでしょう。そして形だけの選定委員会のそんな御用選定委員会を適当につくって、私から言わせれば。それでお茶を濁してこういうこと。議会は本当は通るんだからぐらいでやっているんでしょう、これは。それが、私は真面目じゃない。

ただ、これだけの厳然たる赤字体質、そして客数も減っている。そういった中で、経営ですから、もっと立て直したり、いろいろなサービスを付加したり、食べ物はどうして研究して出すとか、そういうのが全然ないでしょう、これは。そういうすぐれた、そういう識見で腕前を持った経営者にやらせるのが、これは当然のことなんです。民間だったら、みんなそうですよ。そんなに、あの人は付き合いが長いからまた頼むかなんて、そんな情緒的な、それとも、あなたの有力者の後ろ盾になっている人が、これをぜひ押し込んで使おうという、そんなたぐいじゃないのか、恐らく。その辺をもう少しきちんと、真面目に、真摯に、こういう不況の会社を立て直すにはどうするかということ私には言っているんですよ。全くそのことに答えていないでしょう。いや、指定管理だからこうなったからどうなんだと。過去のこれを返せば大変なことになると。そんなのわかっていますよ。

私は、そんな、これは商売上の、会社でいえば、いくら過去にこれだけ投資をしたからと云って、今後の見通しがなければ、民間企業なんてあつという間に潰すで

す。昨日、あの10億円の建物を建てても、これは将来性がもう赤字で、毎年毎年、もう赤字になっていくというのが見えたら、もうすぐ取り壊す、企業は。そんな、これに投資したから損をしてしまうなんて、そんな、それは人の税金でやっているから、そういう議論になるんですよ。企業は、もう単年度で赤字を出す、あまり単年度ではないけれども、そういうものになれば、もうみんな、役員交代ですよ。そういう私は厳しい自己査定というか、そういうものでやらなきゃだめだということです。

我々がこういうふうに言ったって、村長は全然聞く耳を持たないんだもん。ただ自己弁護して。(不規則発言あり) いや、そうでしょう。我々は、何も後ろ向きの議論をやっているわけじゃない。こういう(不規則発言あり) いい。こういうことがあるんだから問題だと。それを、いや、俺は村長に選ばれたんだからという考えでしょう。何、おまえら言っているんだと。悔しければ俺に勝ってみると、そういうのが顔に出ていますよ。(不規則発言あり) そういう考えであっては、何ぼ前向きな、建設的な議論を我々が言っても、もうのれんに腕押しぬかにくぎで、一般質問で私はあまり村長にとってうれしくない言葉を言ったけれども、頑迷固陋だと。いや、そういう人がいるんですよ。だから、そういうふうになっては困るから、私はもっと柔軟に、そんな議会がそういう真っ当な、それは我々が必ずしも100%正しいとは思わないけれども、しかし、こういう点は、我々は前向きな、建設的な議論で、これは議会の場で議論を闘わせている。俺に反対するやつはみんな悪なんだと、そう頭から思ったら、これはもう全然前に進まないです。

ですから、私は、今回、また再度、こういった形で村長が出すからには、その人事において、全く過去に反省がないし、人事を一新する気もない。それがどうなんだということです、私。だから、今、先ほど3,000万円も赤字を出すとか、いろいろな議論があるけれども、しかし、今ここですぐ解決できないでしょう。だから、まずは人事を一新して、そういう経営能力のすぐれた人に任に当たらせるべきでしょう。それを言っているんですよ。何でそんな過去を引きずったような人にまだやらせるのかと、そこです。

○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) おっしゃっていることはよくわかっているつもりです。あと、この建設的な議論、これはもちろん、そのつもりで私は聞いている。ただ、いろいろな話がありますので、そう聞けない部分もありますよ。そこはご承知いただきたい。でも、そんなことを言っているとやはり前に進まないの、話を進めましょう。

一番、さっき、百条の話が出ましたね。百条というのは大変なことです。百条で訴追をする。あのとき、何でしたか(不規則発言あり) だから、芝を刈って何回とか言いましたね。そしてどうなったんですか、結論は。結論。(不規則発言あり) 結論は、訴追して、検事は何もないと言ったでしょう、あれは。(不規則発言あり) 聞いていますよ。ここで(不規則発言あり) ええ、それは議長を通じてやったんだから、わかるでしょう。(不規則発言あり) いや、だから、そういうことをあるとって、やはり周りになかなか言わないですよ。(不規則発言あり)

- 議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。
- 14番（後藤 功君） 実は、この指定管理者は、村長もそうだけれども、この問題について議会を、百条委員会の議会を名誉棄損で訴えると言っていましたね。（不規則発言あり）何で訴えないんですか。名誉棄損で我々を、議会を訴えると言ったのよ。今この指定管理者になれる須藤社長が言っている。そんな人間を我々が同意できますか。我々を訴え、闘うと言っているんですよ、これは。その問題が解決していないんだ。（不規則発言あり）訴えたらいいでしょ。一緒に訴えたらいいのよ。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） いつ訴えると言ったんですか。（不規則発言あり）
- 議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。
- 14番（後藤 功君） まずそれから解決しろというんだ。そんな馬鹿な話あるか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） それはどこで聞いたかわかりませんが（不規則発言あり）議会がやっていることについては、それは訴えてはいませんよ。だから、そういうことをやっていたら（不規則発言あり）前に行かない、話は。（不規則発言あり）いやいや、反省していないんじゃないかと、そういうことが前提になれば（不規則発言あり）名誉棄損は最高裁じゃないですか。訴追する。悪いことをしたと言っているんですよ。（不規則発言あり）いや、でも、そういうことは、言ってここで議論することじゃ（不規則発言あり）
- 議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。
- 14番（後藤 功君） 我々が百条委員会を設置して、そういう結論を持って告発したと。そのもの自体があなたは悪いと言っているんだからね。そうでしょう、この須藤社長も。そして、役員会か何か、そういうところで、そこでもう決まっているらしいよ、これ。訴えろと。そういう人が、今度は私、指定管理者になりますから、議会の皆さん、認めてください。そんなことができますか、我々。（不規則発言あり）そんなことはできないですよ。
- ですから、もう少し反省をして、自分の出处進退、普通、一般的には、こういうのは、やはり反省されている方なら、もっと常識的な人なら、きちんと退いて、次の人に経営を委ねるとか、いろいろな世の中の社長さんもそうですよ。俺はまだやれるといっても、次の世代の人にバトンタッチして、自分は一線を退いて、会長になるとか名誉会長とか顧問とか。そしてまた時期が来て、捲土重来、そういうものがあれば、また社長に返り咲くとか、いろいろありますよ。しかし、そういう問題の渦中に入った人がそういう提案をしていくというのは、本当に、これは村民感情としても、我々議会筋としても、こんなのは納得できませんよ。まず常識がないわな、一般論として。その辺が村長は全く厚かましいというか、これは私は、村民を馬鹿にした、非常にそういう態度じゃないかと。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） もちろん、今みたいに感情的になったり、そういう話が出たり、

それを実行に移すかどうかというのは大変な問題です。ただ、前に行かせよう、それから所期の目的を達成しよう、これは変わりはありません。ただ、今のところ、ずっと見ていても、今の社長、私は一生懸命やっている、そういうふうに期待に込めている、そう思っています。だから、いろいろなことを（不規則発言あり）えっ。（不規則発言あり）244条の公の施設を運営するには一生懸命やっていると、そういうに認めています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） もう最初にこの人というだけの話でしょう。自分の利害関係のそういうことで優先しているだけじゃないの、あなた。なぜなら（不規則発言あり）いい。だめだ。あんたの選挙のとき、一生懸命やっているわな、これは。（不規則発言あり）いるでしょう。あなたの基準というのは、俺の選挙運動をうんと一生懸命やってきたとか、そんな浅はかなあれでやっているんじゃないのか、言ってやるけれども。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。

○14番（後藤 功君） いや、かまわない。やる。やるから。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、ちょっと待ってください。

では、村長の答弁でいいのかい。

○14番（後藤 功君） そんな答弁、聞きたくもないというの、今。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 14番……

○14番（後藤 功君） 一方的にそうだったじゃないよ。みんな、村長の、何か役職についているやつは、みんなそうだ。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 14番議員に申し上げます。冷静にご発言を願いたいと思いますが、これより午後3時30分まで休憩いたします。

（午後3時14分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時29分）

○議長（鈴木宏始君） 現在、議案第14号に対する質疑を続けます。

14番後藤功君の質疑を許します。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長にいろいろただしておるんですが、私も話が下手で、的を射た、村長には伝わらないんだかわからないけれども、要は、簡単に言えば、その指定管理者の選定に当たって、私どもは少なくとも、今までのそういう百条委員会やら、そういう経営の中でしてきたことが一つの反省の上に立つとか、前向きな形でいろいろ今度はどうなんだと、そういうことが見えるならばいいんですけども、そういうのが全くなくて、同じ人間をまた出してきたと。そこに私は、これは全然、そういう

ことじゃなくて、従来のそういう村長流の人事の選び方を踏襲しているにすぎないかと、そういうことで申し上げているんですよ。

それで、このちゃぼランドの運営方法、経営というか、これは指定管理者に委ねているわけですからどうしようもないですが、それにしても、村の税金が毎年毎年注ぎ込まれている、指定管理の名目で。それから、もろもろの持ち出しをしたら、年間6,000万円から7,000万円になるんだと。そういうことを果たしてこれからも延々と続けていいものか。

そして、私もいろいろ内容は多少なりともわかるつもりですが、例えば、実際、そうですね。老人に対して、入湯税100円だけで今入れるわけでしょう、西郷在住のお年寄りとか。これは、福祉、そういう健康増進とか、そういう面からいえば、それはそのとおりのかもしれないけれども、しかし、こういう財政的に村の財政が逼迫してきた。そして、この温泉健康センターそのものの事業もいろいろな意味で変化しているわけですよ。

そういった状況の中で、私は、こういうこともメスを入れなきゃならない。商売として入湯税だけで成り立つわけがないんだよ、100円ぐらいで。これは利用している人は怒るかもしれないけれども、しかしながら、これを自分が民間、私が経営したら、こんな100円で朝から晩まであの暖房のきいた、夏は冷房のきいた、そこで風呂はもう飽きるほど入れ、それからお茶は飲み放題。そういったことが100円でなんか、とてもじゃないが、済ませられませんよ。では、その原資は誰が出しておる。みんな、一般の村民でしょう、これは。若い人なんかは暇がなくて、1回も温泉、ちゃぼランドへなんか行ったことがないという人がいっぱいいますよ。ところが、金だけは税金としてみんな負担しているわけですよ。私から言わせれば、そういう、これはお年寄りに目くじら立てるわけじゃないけれども、結果的に人の金でただで入っているようなものなんだ、これは。

いわゆるこれは、これに限らず、大なり小なり、今、日本で一般質問でも私は言いましたが、一つの税金、人のお金で利用しているとか、言葉は悪いが、税金泥棒の一種だと。みんな、補助金でも何でもそうですよ。農業は農業で物すごい補助金を受けている。すると、人が納めた税金をそっくりいただいて、みんなは一方で。それが全部、この日本で蔓延していますね。ここにやはり政治の一番根本的な、そういうことを勇気ある政治家がやはりやらなきゃいけないんですよ。単なる自分の人気とりでやっていたら、これはもう本当に損する人は損する一方。そして、何ら税金を納めもしない、負担しないで、ただ同然で毎日毎日入っている人もいる。こんなことが許されるのかということですよ。こういうことがいっぱいあるんですよ。

温泉健康センターなり西郷観光だって、非常に納得いかない、そういう金の使い方をしているじゃないか。実際していると。そういうところに、そういう村民福祉とか健康増進のそういう美名のもとに、軽々しく、皆さんの貴重な税金を注ぎ込んでいいのかどうか。私はいいいとは思えません。やはり取るべきものは取って、今どき100円で何ができますか。家にいたって、100円の石油、今1リットル70何円

ですね。ひところは100円近かった。1リットルで何時間回せる。だから、人の金を使ったことで、みんな利用して、そういうふうに行っているわけです。一概には言えないけれども、結果的にはそうなんです。だから、その辺も、料金体系もやはり時の相場に、民間はそんなことで経営なんて絶対あり得ないんだから。人の税金、真面目にこういう勤労者が朝から晩まで、もう企業は3交代、2交代で働いているんですよ、皆さん。そういう人たちは全然、温泉にも入れない。いや、それは自由なんだけれども、銭だけは負担させて、こんないびつなことを私は許しておけないですね。

ですから、村長もこれは学校を出てから税金で役所の生活で、なかなかそういうお上のお金で生活しているからわからないかもしれないけれども、商売なんていうのは、売り上げに対して経費を幾ら使って、税金を納めて、その残りで生活する。そういうことを考えれば、温泉健康センターに限らず、あらゆるところでこの税金の無駄遣い。人の金を当てにして、みんなたかりの構造で行っている。これをまず是正していかなくちゃどうにもならないと思うんですよ。そういう意味で、私は、この温泉健康センター、あるいは西郷観光の人事も、赤字に陥らない、本当に自前でそういう経営的に自立して、村の補助金を仰がない、そしてサービスに努めるとか、いろいろなそういう意欲的な経営者が運営することが、なぜできないのか。そういうことで再考してもらいたいと、このように思います。その点、もう一度、お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員の趣旨はよくわかっているつもりです。これは一般質問からずっと引き続きというふうに思っています。1つは、この財政運営でお金は大事に使うと。当然であります。私も、執行権を与えていただいているという責任上、4年間は全力投球するという前提で言ったときに、この財政の運営については、先般述べましたですね、この前ね。やはり健全な財政をベースとして、そして機動的に対応していくという姿勢を持ち続ける。その要諦は少子高齢化とか人材育成と申し上げてきました。今日のお話の結論も、やはりそういう趣旨からお述べになっているんだろうというふうに思います。もちろん、議員が言っていることを全部無視してやっていくということは全然ありません。私もそのつもりでやっております。社長がどう決まるかは、これは株主総会で詳細に決まっていますよね。

もう一つは、これからどうするんだという話があったときにも、3・11で、あの施設が大規模の半壊とか、そうなった場合はやめるしかないのかなと思ったときもありました。しかし、この風呂の湯が流れたという程度でおさまりましたので、では、先ほどあった20数億円、お金をかけたことを水泡に帰すようなことでは困るだろうということで、やるという方針を決めるときにアンケートをとりましたよね。アンケートをとったらいいでしょうというご提言があって、60%を超えて、やってくださいという話がありました。

もう一つは、やはり今回、いろいろな使用料、あるいは保険料、高くなっています。人生、子どもとして親に面倒を見てもらう、あるいは働き場所で税金を納める、あるいは老後に人にお世話にならないように、ぴんぴんキラリでいけるようにということ

になりますと、やはりこの年金、安いところで、この保険も、税金も、あるいは使用料も安い方がいいわけで、それが一方づいた話になりますと、議員が心配しているポピュリズムになると思います。ですから、この配分については周到に計算して、この天下の情勢を見て、周りの情勢を見て、あるいは前を見てというふうに考えてやっているつもりです。ただ、そういったところが見えないというご指摘でございますので、これは本当に一人ではできません。いろいろなご意見を聞いて、何が一番いいだろうと常日ごろ思ってやっているつもりであります。

当面、今回についてはこの公募をしたと。短いというご指摘はありましたが、一応、やることはやったと。しかしながら、そういった改善されるものが少ないじゃないかというふうに思われておりますが、どっこい、これは社員も、いろいろなことの手帳を出す、資料を出す、その中においてやはり過去を見て、今のやり方を見直してやっているつもりであります。やはりそうしますと、この運営をするというのはどうなのか。指定管理自体が、やはり地方自治法で言う公の施設を所期の目的どおり達成できるかどうか。達成するについてはどういう判断をするんだといった場合は、利用者の意見を聞いてください。一番であります。

2番目は、やはりこのいろいろな努力をして経費を削減する。しかしながら、良好な運営をするといったことは、良好な財政運営をやってきたかという判断の基準もあるわけであります。良好な経営ができたかというふうになりますと、先を見通す人の採用といいますか、そういうことについて、将来、ちゃんと担保できる財源を持っていますかということも実は裏にあるわけであります。

よって、この指定管理といったものは、やはり自由裁量でやっていただくところをいっぱいつくって、なるべく1回おさめたらば、それを住民の利用者の判断に委ねていくといったところが基本でありますので、そういった自由裁量の部分と、それから村として口を出す部分、いろいろありますが、これはこれをつくったときの、あるいは天下の情勢、あるいは今述べられましたような財政運営と、そういった見地からも私は申し上げて、そういう形で進んでいきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番、ちょっと待ってください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。議運長、お願いします。

（午後3時43分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時43分）

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 以上で終わります。

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑をお聞きする前に、おはかりをします。

本日の会議は午後5時までとなっておりますが、午後7時まで延長したいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認めます。それでは、本日の会議時間は午後7時までと決定いたしました。

◎議案第14号に対する質疑(続行)

○議長(鈴木宏始君) 質疑。

16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 16番。質疑をいたしますが、これは何か、先ほどからずっと話を聞いていますと、あのキョロロン村、ちゃぽランドがつくられたということは、どのようなことでつくられたかということ何か執行部はよく理解していないと思うんですよ。あのキョロロン村をつくられたときには、西郷村には、企業といえば白河パルプだけしかなかったんですよ。それで、信越半導体を誘致するときに、そのときに、会社側からは、西郷というところは何もないんだなど。行っても楽しむ先も何もないんだなどというような批判が出てきたんですよ。それで企業誘致に支障を来してはいけないからということで、西郷村はこういう施設があるんですよということ、その目的としてあのキョロロン村がつくられたんです。それで会社がどンドンどンドン入りまして、そして会社の企業誘致も安定してきた。そこで、あのちゃぽランド、キョロロン村の使命は果たしたんですよ。その時点であそこはもう廃止すべきなんですよ。それを廃止しないで現在まで続けてきて、赤字、赤字の連続でもって村民にこうして迷惑をかけている。

そして、あげくの果てに用途不明金まで出ているんですよ。その用途不明金は、本来ならば誰が責任を持つのかといたら、これは村長が責任を持たなくちゃ、責任を持つのはいないんです。それで、村長は、その赤字を出す用途不明金を出したことに對して、この議会に對して、今までこれだけ審議をしてきて、一言だっつてわびの言葉があったんですか。何もないでしょう。何もないどころか、何か、これに對してどうのこうのということを行っている議会が悪いんだというようなことを言っているじゃないですか、これは。

恐らく村長は、これは百条委員会ができて刑事告発されて、不起訴になった。不起訴になったから何もないんだというような考え方をしていたとしたら、これは大間違いなんですよ。不起訴になって何もないんだというなら、告発人は私ですから、私を刑事告発してくださいよ、罪のない者を罪に陥れたということで。どういう結果があらわれるか。それをやってください。そこには、私はいろいろ、検察側の言っていることも理解しました。それで仕方がないということで、そういう結果になったんですから。それが何もないんだなんていうようなことはあっちゃいけないですよ。

それで、予算執行の責任者として、使う金に對しては全てが責任を持たなくちゃならないんです、村長は。それをわけのわからないような形に使われたとするならば、当然、自分が自弁するまでの責任があるんですよ、村長は。その自弁するなんていう考え方はさらさらじゃないですか。そのようなことをみれば、あの西郷観光で

もって毎年毎年赤字を出していることに対して、これはあてがおうとしているんです、選定委員会が決めたことだから、選定委員会が決めたことだからと。選定委員会に対して答申をしたというのは、誰が答申したんですか。村長が答申したんでしょう。自分で答申しておきながら、選定委員会が決めたんだというようなことは、これはとんでもない話ですよ、これは。もしこれに対して反省の気持ちがあるのならば、村民に村長はわびるべきなんです。それをわびる気持ちは今ありますか。恐らくないでしょう。

それで、こういう状況の中でこの議会へ説明したって、この議会は前進するはずがないんですよ。これは、こんなことをあまり並べてみたところで、これは仕方がないから、議長、もうこの辺にしておきますので、よろしく取り扱いをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） それで、16番に申し上げますけれども、今の発言の中で、告発人は私だと、16番のように聞こえたんですが、あれは議長が告発人になっていますので、訂正してください。

○16番（室井清男君） 百条委員会の委員長をやっていたものですから、これは、まして、告発は誰でなくたって、村民であれば誰でもできることなんです、議長名で告発したわけです。そのときに百条委員会の委員長を私がやっておりました。それでこういう結果になったのを議長に申し上げて、議長がその手続をとられたということですから、そのようにご訂正願います。

○議長（鈴木宏始君） はい。

答弁はよろしいですか。

○16番（室井清男君） はい。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第14号について質疑をしたいと思います。

今、かなり熱く議論がされてきたわけですがけれども、事の発端についてきちんと整理をしなければならないなというふうに思います。この事の発端というのは、平成24年12月14日の調査特別委員会の委員長報告において、設計内容に精通した職員による設計書の確認、指定管理制度の熟知、検査員の自覚、指定管理者の公募、雇用の問題について、指定管理委託費の返還額の精査、指定管理者の取り消しについて、この7項目をこの委員長報告の中で指摘して、それを議会が議決をしているんです。このことに対して、さらに委員長報告の中で、全村民に対して説明責任と当事者としての管理責任を明確に果たすべきだという報告をしているんです。そのことが一切ないままに、こうやって議案に上がってくる。そして、この今の質疑になっていると思いますよ。これは執行者の全くもってミスではないですか。間違いなんじゃないですか。

議会に対してこういうことを説明しなければならない。いわゆる議会に対して、村民に対して管理責任、そしてさらに説明責任をなさよということを議会は議決しているんです。そのことがされないままにこうやってやるから、どんどんどんどん議

論がおかしい方向に行ってしまう。違いますか。そのことをきちんと執行部で説明してください。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘の部分はあると思いますが、この指定管理の制度の中において、今の積算とか、いろいろありますよね。当然、この指定管理の中身をずっといきますと、これは変遷しております。委託というところから指定管理という形になる。それから指定管理者としての要諦、いろいろありますが、やはり今回ご指摘を受けましたところについては、設計とかなんかについてはちゃんとやっておりますし、あと、それ以外のやつについては、百条で指摘があって、私も告発されましたね。積算上、芝刈りの回数が云々ということがあったりして。しかし、結果は、告発は、そうはならなかったということでもあります。

もちろん、この指定管理についてはだんだん改善がなされていく。総務省でもそう言っております。PFIとか派生してくる部分もありますので、指定管理がいかなる形をもって初期の公共施設でつくったものをどう運営していくのかということについて照らし合わせたときに、私はそれは妥当なことであると。そして、今やっているところも、西郷観光も妥当である。ただ、公募ということがあってということも、これもやっているわけです。いろいろご指摘があって、人をかえるとか、いろいろありましたけれども、実はそういうことはやってきているということでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私が申し上げたのは、そういうことではないんです。告発の件は、司法の場で判断が下ったわけですよ。ここは議会の場なんです。議会で決めたことに対して、執行者はきちんと責任をとってくださいよということを言っている。例えば、今、村長が言われた公募の件。公募したのであれば、何で公募しましたと議会に報告されないんですか。そのほかの項目に、6項目ですか、それに対しても何ら責任がない。その無責任さがこの問題をこうやって起こしているんじゃないんですかということを言っているのよ。そのことを認識していただきたいんです。

以上です。あとはもう答弁は結構です。

○議長（鈴木宏始君） 答弁はいいですか。

○12番（上田秀人君） いいです。言ってもわからないだろうから。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ございませんか。

（「議事進行いいですか」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の議事進行の発言を認めます。

○15番（佐藤富男君） 村長の今の告発が無罪だということだから何でもないという間違った、一般村民が誤解するし、また議会の皆さんも誤解するような今発言がありました。それについては、百条委員会でも言ったように、7項目の全部のやつを調査したということで、その中のたった100分の1ぐらいの、要するに芝刈りが、例えばあれで何万平米ですかね。10万平米か、何万平米か、ちょっとはつきりしませんけ

れども、それだけの大きな芝刈りを10回以上やっただと。その芝は全部、あるところに運んでおいたと言って、現場に行ったら、全然これしかなかったと。それはうそだろうということで、議会としてもこれはやらざるを得なかったと。こうしなければだめだと。

そして、私も全国のこの百条委員会の判例集、告発に対する判例集を見ました。はっきり言って、100%、全国どこでもこれは受理しないんですね。受理しないって、無罪なんです。なぜか。これは、いわゆる行政の停滞を検察庁がやはり恐れて、それよりも全体の行政の停滞をなくすというのが、ある意味、政治的な背景があつての、私は、100%、それを起訴しないということだと思ふんですね。ですからそれが、たかだかそのやつのことがあつたから全て100%無罪だという考え方を、今、上田議員が言われたように、それは違うでしょうと。7つの項目があつてきて、百条委員会ではほかの問題もいっぱいあつたと。それはまた別問題でしょうということを行っているんだけど、村長は、それがあつたから全て100%無罪なんだというふうな詭弁を使っているから、村民が惑わされてしまうんですね。

だから、そのことについて、やはり私は議会の中で、この告発の問題と百条委員会の委員長報告というものが実際に全く別物であるということだけは、ひとつ議長のほうにも、また議員の皆様にも、また村民の皆様にも、それは知っておいていただきたいということで、議事進行を言いました。村長、それについて全て無罪ということではないということだけは確認していただきたいと思ふます。

○議長（鈴木宏始君） 議事進行発言が終わりました。

議事進行の発言に対しましては議長より答弁することとなっておりますけれども、ただいまの発言の内容から、村長にもご確認をしていただきたいというふうなことでございますので、議長より村長に、ただいまの15番発言についてご確認いただけますかどうか、お尋ねします。

村長にお尋ねします。ただいまの15番の議事進行発言について、村長としては、その前の12番議員の発言にも同様趣旨の発言がございましたので、やはりその議会の理解と村長の理解とが違うのではなかろうかというふうな指摘でありますので、これはそうではないと、村長も議会と同じ理解を有しているよというふうなことをご発言できるか、そうでないかを、今、議長からお尋ねしているところです。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議長から言われたことについては、確認をしたいと思ふます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで質疑を終了する前に、先ほど来、議会運営委員会でいろいろと審議をしていただいております。そして、この質疑が終わった時点で、もう一度、議会運営委員会に議長から諮問をすると、この議案の取り扱いについてというふうなことになるので、これより休議をとって、議会運営委員会の開催を要請し

たいと思います。それでは、これより午後４時３０分まで休憩いたします。

(午後４時００分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後４時２９分)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第１４号に対する質疑の途中でありますが、先ほど休憩前に議運を要請しまして、議運にて審査をしていただいておりますが、日程の変更について議会運営委員会でまだ結論を出していただいておりますので、このことについて議運をもう一度要請したいということで、これよりまた休憩をとりたいと思います。これより午後５時まで休憩いたします。

(午後４時３０分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後５時００分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、日程第１４、議案第１４号に対する質疑の途中でございますが、休憩前に議会運営委員会を要請し、休憩中に審査をしていただきました。そこで、その議会運営委員会の答申について申し上げます。

議会運営委員会に議案の審議についておはかりしたところ、会期を３月３１日まで延長し、審議すべきとの答申と、議事日程の変更について答申をいただきました。

最初に、会期の延長についておはかりいたします。

今定例会を平成２７年３月３１日まで延長することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。今定例会を平成２７年３月３１日まで延長することと決しました。

次に、本日の議事日程の変更についておはかりいたします。

ただいま審議中の議案第１４号及びその後の議案第１５号の日程を変更し、先に議案第１６号から第１９号まで、さらに議案第２９号から議案第３７号までを本日審議し、残りの議案は、明日改めて本会議を開催し、審議する日程としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

そういうことで、日程の変更というか、議案第１６号から議案第１９号までは日程はそのまま変わりません。そして、日程第１９、議案第１９号から日程第２８、議案第２８号までは明日審査するというので、日程第２９を日程第２０、日程第３０を日程第２１、日程第３１を日程第２２、日程第３２を日程第２３、日程第３３を日程第２４、日程第３４を日程第２５、日程第３５を日程第２６、日程第３６を日程第２７、日程第３７を日程第２８として変更いたしますので、ご了解ください。

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） それでは、日程第16、議案第16号に対する質疑を許します。
12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第16号「指定管理者の指定について」ということ
でございます。

デイサービスセンターの指定管理者の指定ということで理解をしておりますけれども、聞くとおるところによりますと、このデイサービスセンターに関しては公募をしなかったと。指定管理をするに当たって公募しなかったというふうに聞いておりますけれども、西郷村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条で公募することとなっておりますけれども、公募しなかった理由について、まずお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

デイサービスセンターの指定管理についてでございますが、公募しなかった理由ということでございますが、ご存じのように、このデイサービスセンターは、従前、老人福祉のために村のほうで設置をいたしまして、当初から社会福祉協議会のほうに委託をして運営してきた実績がございます。デイサービスということで、日々のサービス利用という実態を踏まえまして、運営する側、利用者さんの関係というものの上にサービスというのが成り立っているという部分もありますので、そういうふうな利用される方々の立場という部分を十分踏まえまして、継続的に利用されたほうが人的な関係もいいのではないかなというような観点から、公募しなかったということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 質疑をする前に、総務課長、先ほど言った指定の手續等に関する条例の中で、いわゆる公募しない場合には、指定管理者の候補者の選定の特例というところを使ってやったと思うんですよね。この中で、第5条の（1）第3条の規定による申請がなかった場合とあるんだけど、これは誤字じゃないですかね。第2条の規定じゃないのかな。ちょっと確認してみてください。

質疑に入ります。デイサービスセンターは、そもそもが老人福祉を目的としてつくられた施設であって、従前から社協にお願いしてきたと。利用者との関係ももう十分に深まっているということで、その関係を重視して、公募せずに社協のほうを選択したということで理解をしたいなというふうに思います。ただし、その中でさらに今回気になったことは、この指定期間なんですけれども、先ほど来、お話ししていた温泉健康センターに関しては、指定管理期間というのは3年間なんですけれども、このデイサービスセンターに関しては5年間になっているんですけれども、この5年間になった理由、5年間に延ばした理由というのは何かあるのか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

指定期間の5年間という期間でございますが、従来、3年間で実施しておりました。この5年間にした理由ということなんですけれども、これは、受ける側の安定的な運営という部分を踏まえて、3年よりは5年のほうが適正なのではないかということで、5年間にいたしました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。受ける側の安定を図るために、従前は3年だったものを今度5年にしたということなんですけれども、それは、いわゆる指定管理制度の本質から外れる行為ではないかなというふうに思うんですけれども、どのようにお考えになるかということですね。いわゆる受け手側のほうを最優先に据えてしまう、そういう考えでこういうことをやっていいのかということなの。これはあくまでももう出来レース的な考えにとられると思うんですけれども、いわゆる利用者の方が、利用される方が、先ほど課長が言われたように、デイサービスの職員の方との良好な関係をなるべく変えずに、長く維持するために、その期間を延ばしたんだということであればわかるんですけれども、受ける側となると、社協側の立場に立った便宜供与ともとれるような内容だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 決してそういうふうな意味ではないというふうに思っております。ただ、ご指摘のありました、確かに長ければいいというふうなことではないんですけれども、ただ、運営するという意味ではある程度安定的な部分が必要だという意味でございます。ですから、長くて住民サービスが減ってしまうというふうなおそれがある場合には、それなりに対応ができるものなので、5年でも決して支障がないものだと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。先ほど言いましたように、指定の手續等に関する条例の中のいわゆる5条の中で、指定管理者の候補者の選定の特例ということで、村長は、第2条の規定に係る次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると思われ本村が出資する法人、公共団体または公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるとなっているんですね。これは、今議会の始まりにもあったように、公的団体というのは何だといいますと、農協さん、森林組合、商工会、あとは青年団、婦人会、こういった文化事業を営む団体というのかな。あと、経済団体も含まれる。文化事業団も、この条例からいけば指定の中に入るはずですよ。にもかかわらず、社協を選んで1者を指定したということで、何かあるのかなというふうに思うんですけれども。

あと、今回のこの介護保険の保険法が改正されるということで、その中で介護報酬が引き下げられたと。その引き下げられた原因が、社会福祉法人のいわゆる内部留保資金が原因だというふうな話を漏れ聞こえてきたのを聞いているんですけれども、その部分はいかがでしょう、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

確かに、今回の改正で介護報酬、これが引き下げられた原因は、国のほうで言うのには、社会福祉法人の内部留保、これが1法人3億円程度あるだろうというような部分から、介護報酬が引き下げられたというふうに聞いております。

あと、その前の段階の公共的団体ですけれども、公共的団体のほうに社会福祉協議会に入ると思うんですが、社会福祉協議会の設立経緯といたしましては、公益法人のうち、なおかつ社会福祉事業を目的とした特別法人として設立されてきた経緯、こういうものがございますので、そこについては、公益法人よりも、なおかつ社会福祉を目的とした法人ということで認識をしております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私は、決して社会福祉協議会を敵視するつもりもないです。社会福祉協議会の方々が非常に頑張っているということはもう十分に理解をしている一人でございます。ただ、その中で、今回の介護保険法の改正に伴って介護報酬が引き下げられたと。それが内部留保資金だということであれば、そこに私は一つの問題があるなというふうに思います。

以前、私は、この場において、介護職に従事する人の職員の方の処遇改善ということでお話をした経緯がございます。国でその措置をとろうとしても、私が以前、ここで申し上げたのは、施設の運営費とかその団体の運営費のほうにお金が回ってしまっ、て、介護に従事する方の職員の処遇改善にはつながらないんじゃないかという指摘をした覚えがあります。まさにそのことが、これが出てきたんじゃないかなと思うんですけれども、その部分に関してはいかががお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

処遇改善のほうにはなかなかつながりにくいという部分があるのかもしれませんが。今回の改正で介護給付費のほうの引き下げを行ったということと同時に、反対給付的に、処遇改善として、職員等の身分の向上とか研修とか、臨時職員の職員化とか、そういうふうなことをする事業者に対しては処遇改善の加算をするというような、そういうふうな措置も講じられているということでございます。ただ、それが現実的に我が村のほうの事業所に、そちらのほうでどのような取り扱いをしていくかというのはその事業所に委ねられていますので、そこまではうちのほうでは入っていくということとはできないと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。健康推進課長、ありがとうございます。

ここから、では総務課長のほうに聞けばいいのかなと思いますので、総務課長にちょっと伺いたいと思います。

今回、この資料の中で、西郷村デイサービスセンターの指定管理者の候補者の選定

についてということで、補足資料的なものがついてございます。この一番下に、補足意見といたしまして、この中にちょっと気になる部分があったので、職員の入れかわりがあってもサービスの低下がないよう、研修など人材育成に注力をされるよう期待しますということが書いてある。ということは、先ほど課長が答弁されたように、目的を持って、その利用者の方との、高齢者の方というのは、職員との関係が変わることによって、物すごいストレスになるんじゃないかということが考えられるわけです。そういった中で、そうやって内部留保しながらも、介護職に従事する職員の処遇を改善もしなかったととれる、こういう団体に対して、この指定で本当によかったのかということをもっと伺いたいんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、先ほどございました西郷村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例、この第5条において、村長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は云々とありまして、指定管理者の候補者として選定することができるという文面の第2条が第3条ではないかというおたがしでございますが、第2条の規定は公募の規定でございます。（不規則発言あり）失礼しました。第5条の第1号で、第3条の規定による申請がなかった場合という条項がございます。申請の方法ということでございますが、確かにこれはちょっと内容がそごする部分もございまして、これに関しては条例の改正を上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、今ございました社会福祉協議会で働く人がかわってもという、サービスに影響がないようにということで答申があったということなんですけれども、社会福祉協議会にかかわらず、福祉関係に関しましては、デイサービスも介護も一緒ですが、非常に離職率が高いということを委員の方も知っておりまして、まるっきり同じ人がずっとそのサービスを続けるということがないのではないかとということで、人員がかわりましてもサービスは変わらないようにできるようにということで、そういう意見が出たものかと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 確かに、今、総務課長が言われるように、この介護職に従事されている方の離職率が高いというのは、もう誰でもみんなわかる話。非常に大変な仕事を担っていただいているというところで、ですからその処遇を少しでも改善して、身分安定を図るなり、いろいろなことをすべきだというふうに思ふんです。

それをではこの内容から、社会福祉協議会の内容を見ていると、内部留保金が1億5,800万円ぐらいありますよね、私、評議をやっていますので。その金額を処遇改善のほうに使えない団体であれば、本当にこれでいいんですかというところなんです。そこをちゃんと村は指導すべきだと思ふんです。ですから、そこが指導できないのであれば、条例に基づいて公募でやるべきなんじゃないかなというふうに思ふんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

社会福祉協議会の中の詳しいことまではちょっと承知しておりませんが、処遇改善もある程度はしてきているのかなど。正職員として採用している職員、それから嘱託、大分その辺の身分的切りかえとか、そういったこととしてきているようには伺っておりますので、処遇改善は引き続き行っているのかなと思います。ただ、その内部留保ということに関しましては、あるとは聞いておりますが、処遇改善に回す回さないは社会福祉協議会のほうで、そこは担当課のほうよりも指導はしていることだと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私が言いたいのは、いわゆる高齢者福祉に関してきちんとサービスを提供していただく。さらによりよいサービスを提供していただくために、きちんとした対応をとるべきだと。村においてもきちんとした対応をとるべきだと。指導すべきだと。指導できないのであれば公募すべきだということを申し上げて、そのことをもう1回伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

もちろん、指定管理者の委員会でも、サービス向上ということで今まで何回か、指定管理の件で審査にかかっているわけですが、そのたびごとにサービス向上と。具体的な何という形で今お答えすることはできませんが、サービス向上は進めるべきだということで意見は出ております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） サービス向上という話はもうお互い同じ話で、認識なんですよ。では、それにおいてよりよいサービスを提供していただくためには、1団体に絞ることなく、やはり公募で幅を広げるべきではないかと考えますけれども、その部分を確認して終わりたいと思います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

先ほど担当課長のほうからも説明がございましたが、やはり現在利用している方、ずっと継続的に来ておりますので、なるべく人がかわらない形で、慣れた形で業務が進められればということでやってきましたが、公募に関しましては、条例上も原則公募ですが、先ほど第5条の第2項のほうで、それを引用しているわけでございますが、将来にわたっては公募という可能性も出てくるかと思いますが、状況を見ながらやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。いろいろな苦しい答弁を今聞いていたんですけれども、いわゆるこの条例の中にあるように、公共団体または公共的団体の方たちが公募で応募できるような、そういうふうな疑義を持たれないように条例に基づいてやっていた

だきたいということを申しつけて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号「指定管理者の指定について（西郷村デイサービスセンター）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第17、議案第17号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号「指定管理者の指定について（西郷村高齢者生活支援センター）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第18、議案第18号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号「除染対策事業平成26・27年度債務負担行為谷津田地区仮置場造成工事（第3工区）請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第19、議案第19号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第19号「しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号から議案第37号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第20、議案第29号から日程第28、議案第37号まで、一括して議題とします。

一括して質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第20号について、何点か質疑をしたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） 29号。

○12番（上田秀人君） 失礼しました。29号について、何点か質疑をしたいと思いません。

6款の農業費について、まず伺いたいと思います。2点ほどございます。あわせて聞きたいと思います。第6款農林水産業費としまして、第1項の農業費、この中で新規就農の確保事業補助金としまして750万円、あとは、その下の豪雪農業災害特別対策補助金としまして、減額で215万2,000円という金額がございますけれども、この内容について、まずお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、説明の63ページ、新規就農者確保事業補助金750万円につきましては、平成27年度分の前倒しということで県のほうから補正で上げるというふうな形になっておりますので、今回補正を上げました。今まで10名ほどの新規就農の方々の前倒し分でございます。

続きまして、その下の段、豪雪農業災害特別対策補助金、これにつきましては、昨年の2月の豪雪に伴いまして、ハウス及び倉庫等の崩壊によりまして被災されたもの

の復旧事業が確定しましたので、その分でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。新規就農に関しては平成27年度分の前倒し事業ということで、県のほうからの流れで前倒しするというので理解をしたいと思います。

続いて、豪雪農業災害特別対策補助金ということで、お金の確定をして215万2,000円減額するということなんですけれども、ここで下げたら、また起きるんじゃないかなという考えがいつも頭の中にあるんですよね。去年の2月のあの豪雪でハウスが潰されてしまった方は、これで復旧が進んでよかったなというのがまず一つです。

ただし、この後、また豪雪が起きたり、例えば大風が吹いて、ダウンバーストというのはわかりますか。上から強烈な風を吹きおろす。飛行場なんかで飛行機がそれで墜落するなんていうダウンバーストというのを、乱気流、積乱雲が発生したときに起きるような強い風があるというのを聞いたことがあるんですけれども、そういったもので災害を受けた場合に対応できるように基金として積み立てをして、その中の条例、基金条例もつくらなければならないんですけれども、そういう考えはなかったのか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

基金条例というものまでは考えておりませんでした。この豪雪災害につきまして、共済、保険に入っていれば幾らか戻ってきたという形がありますものですから、共済のほうの入会ということで推進を図っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。共済に加入していただきたいということで、わかりますけれども、万が一、発生した場合には、真摯に対応していただきたいなというふうに思って、農政課は終わりたいと思います。

続きまして、第10款教育費、第1項の中学校費の中で、ページ数は85ページです。学校施設整備費としまして、工事請負費、金額が5,100万何がしかのお金で、教育施設整備工事費ということで大きな金額が記載されていますけれども、この内容についてお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高橋廣志君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

85ページ、工事請負金であります5,100万4,000円ですけれども、これは西郷第二中学校のエアコン整備であります。去年の暮れに、エアコン、集中管理を今までしておったんですけれども、壊れまして、補修よりも、メンテナンスを考慮すると、エアコン設置のほうがいいんじゃないかということと、あと、100%補助になるものですから計上させていただきました。よろしく申し上げます。

- 議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 12番。これは平成26年度の補助で対応するという事によろしいですか。それとも、金額が大きいものですから、通常、この1,000万円を超えるような金額は、新年度の予算に組み込むべきものかなというふうに思ったので質疑しましたので、今、答弁の中で、その補助を受けて西郷二中のエアコンを設置するんだというお話でしたけれども、この補助の内容というのは平成26年度中の補助の事業と理解してよろしいですか、伺います。
- 議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（高橋廣志君） お答えいたします。
平成26年度で補正をとりまして、繰り越し事業をやりたいと考えております。
- 議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。
17番大石雪雄君。
- 17番（大石雪雄君） 17番。1点ほど質疑したいと思います。
ページ数は33ページであります。その中に、基金でブランドイメージ回復基金利子積立金ということで入っております。そのほかに、商工課でやはりブランドイメージで減額されております。このブランドイメージでゆるキャラをつくったと思うんですが、大体どのぐらいの金額ででき上がったのか、教えていただきたいと思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。
- 参事兼企画財政課長（須藤清一君） ただいまの質疑にお答えします。
ブランドイメージ回復事業ということで、福島県の基金、5,000万円ほど計上して進めてきたわけなんですけど、ゆるキャラに関しましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後でいいでしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。
- 17番（大石雪雄君） かかった金額はともあれ、西郷村のブランドをイメージしたゆるキャラだということで、理解したいと思います。ただ、そのゆるキャラがまだでき上がったのを見ていないんですね。どこでお披露目をしたんだか、ちょっと残念だなと。議員でありながらまだ見せてもらっていないという残念さと、今後どんなところで活躍するのかお聞きしたいなど、そのように思います。
- 議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。
- 参事兼企画財政課長（須藤清一君） ただいまのゆるキャラなんですけど、でき上がってきたばかりで、それをデザインした中学生というんですか、学生を表彰したばかりなんですけど、一応、4月の広報紙にはそれが出るかと思っております。
なお、今後、4月1日から3か月間、DCキャンペーンが始まるかと思っておりますけれども、それらのイベント等にも出してもらって、積極的にそのゆるキャラのイメージを内外に知らせていきたいと考えております。
- 議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。
- 17番（大石雪雄君） 大変もう全国で、我が町は、我が市は、我が県と意気盛んにうたわれていると、活躍しているという中で、中に入る人はどなたが入るんですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 中に入る人なんですけれども、各課でイベント等、さまざまあるわけなんですけれども、その職員が中に入ってもらえば一番いいんですが、身長制限もあるものですから、企画財政課で対応したり、その辺は職員で対応していきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 本年度の予算を見ても全然予算化されていないから、一体誰が入るのかな。役場職員では誰が入ったら一番、動きやすい人がいるのかな。それとも、退職した人が入れば、職員以上に生活の一つになるのかなと。毎日入っているのもちょっと疲れるかな、そんなふうな感じもしているわけですね。ですから、できただけではやはりブランドとは言えない。まして新白河へ行ってやるんですから、毎日、一番お客さんが来るころには新白河駅で、西郷の新白河駅なんですから、どんどんPRしてもらいたいなど、そのように思うわけです。ですから、職員に入れといたって、体型もあるだろうし。ですからその辺は、課長もあと数日でもう職場を離れる。ちょっと寂しい思いもあると思うんですが、課長、入りますか。そういう冗談は言っただけではいけないと思いますが、少ない日数でもやはり検討に値するのかなと。やはり動きのいい人が入れば、それだけでもう何か脚光を浴びているゆるキャラもあるなど、そのように思います。答弁はいいです。

さらに、私、ちょっと日にちを確認していないで、記憶のもとにお伺いを立てるんですが、西郷の村歌をぜひ平成26年度につくってほしいという思いでした。ですが、私、今年度は財政が悪いということで予算にのっていないと思うんですが、1番議員が一般質問したかったところを私が止めて、この場所で質疑するのは何なんです、やはり必要性はあると思うんです。ですから、そういう意識のもとにこれから進んでいくのかどうかお伺いしたいなど、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 村歌については、ブランドイメージの一つの対象にはなるのかなということで、計画にはしていたんですが、このブランドイメージの事業の中ではなかなかそこまで手が回らなくて、作るまでには至らなかったんですが、今後、村歌というのは、前、ほかの議員さんからも出ましたけれども、検討していきたい課題ではあると思いますので、企画財政課のほうで検討していくということになります。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。再度、質疑したいと思います。私、須賀川のイオンに行ったとき、イオンで朝一番に流していましたね。何の歌だか、イオンの店の歌かわかりませんが、一番に職員が、恐らく職員のイメージアップのためにその曲を流しているんだと思うんですよね。ですから、私は、朝一番に職員が職場に着いても着かなくてもいいから流して、そしてこれから頑張りましょうくらいの、村民のために頑張りましょうとか、やはりそれくらいの、村でまず村歌に職員が慣れていただい

て、それからいろいろなところで使ってもいいと思うんです。何かずるずるずる朝一番に職員の仕事の様子というのは見たことがないですから、どうのこうのは言えないんですが、ずるずると机に座って、ずるずると入っていくよりは、朝、この庁舎で村歌を流して、軍歌ではないですから、村歌を流して、これから一緒に頑張りましょうというふうなイメージアップのためにも、私は必要なのかなと。まずは職員の人に慣れてもらうというところから始まれば、決して公費は無駄にならないのではないかな、そのようにも思います。

確かに、1番議員が言うように、野球で勝ったら、何か私も福島に行って野球を見たら、市町村の曲を流す場面があるんですね。何か甲子園を思えばすぐわかるように、校歌が流れるように村歌とか市とか町の歌が流れると。そういうときにあればいいんじゃないかなというのが1番議員でもあるのかなと、そのようにも思います。

ですから、やはり学校に校歌があって、村に村歌がない。ちょっと考えるところにおけば、あったほうがいいなど。この前、私、一中の卒業式に行っていました。一中の3番の校歌に「日本」が入っているんですね。私、涙が出ました。そうしたら、できたのが昭和25年なんですね。だから、終戦が終わって5年くらいにできた校歌なものだから、思い浮かべると涙が出ます、やはり。だから、それくらいに心に残るものが歌であるというイメージを考えたときに、ぜひとも努力していただきたいなど、そのような考えで、私の質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 1点、ちょっと質疑いたします。

ページ、一般会計補正予算の説明の39ページなんですが、この中に、19、負担金補助及び交付金の中の甲状腺検査、二次検査等助成事業補助金とあります。これが107万9,000円減額されてしまっておりますが、西郷村の場合、この甲状腺検査の二次検査に該当する子どもたちの数、それからその中で実際何名が受診されたのか、そしてその状況はどうか、またその場所はどこで受診をされたのか、また、この補助金なんですが、これは県の出資金なのか、もしくは村の出資金なのかについてお伺いしたい。また、この二次検査について、状況については、西郷村の担当所管の課で西郷村の子どもたちの受診の状況を把握しておるかどうかについてもお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

甲状腺検査ですが、平成23年度から平成26年度まで県内全域で実施してきているわけですが、全体といたしましては、甲状腺がん、疑いも含めまして、103人ぐらい出ているような状況でございます。（不規則発言あり）うち西郷村のがんの人は1名でございます。

それから、西郷村においては、二次検査の受診者は26名いらっしゃいます。そのうち1名の方ががんというような結果になっております。

それから、甲状腺検査のほうの費用でございますが、費用につきましては全て、こ

これは村のほうではなくて、県の県民健康管理調査、これの一環として実施をしております。

あとは何でしたか。（不規則発言あり）二次検査は、先ほど言いましたが、26名の方ですね。（不規則発言あり）はい。（不規則発言あり）はい。（不規則発言あり）いえ、違います。西郷村の受診者数についてお答えいたしますが、対象者が3,977人で、一次検査を受診した方が3,618人いらっしゃいまして、二次検査対象者は30人いらっしゃいます。（不規則発言あり）はい。このうち既に実施した方が26人ということでございます。（不規則発言あり）まだ未実施ということですよ。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 二次検査ということで、A1は何もなし、A2が嚢胞、また結節がある方。これは1,000何百人ですか、西郷村でいっちゃって、二次検査、B判定だと思んですが、通常診療と細胞診。細胞診ということだから、それなりの手術をされたと思いますが、その方が一応5人いらっしゃいますね。そのうちの1名ががんであったということによろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えします。

そうですね。二次検査は、先ほど言いましたように、26名実施をしております。うちA1、A2に戻った方が10名いらっしゃって、医療の通常診療に移られた方が16名いらっしゃいます。それで細胞診は5名で、1名の方ががんというような内容です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それで、これから、まだA1の方であっても、最近がんになって移動してというか、変更になって、悪化してしまったというお話も聞きますと、西郷村内の子どもたちも、これはA1だから、A2だから大丈夫という安心はできないと思うんです。今回、通常診で26人、そして細胞診5人が診療されたんですが、どこの病院でされたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 一応、詳細は承知していませんが、主に県立医大だと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それで確認していないですね、どこに病院に行ったかということ。確認できないんですか、たしか。（不規則発言あり）できないですね。結果についても、これは役場のほうには、県のほうから状況、西郷村の子どもたちがこういう状況になっていますよという連絡は入ってくるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 詳しい内容は入ってきません。二次検査対象者が何名いらっしゃると。そのうち何名の方が細胞診で、そのうちがんの方が何名だというような人数的な部分はわかります。ただ、その人たちがどういう人なんだと、どう

いうところでどういう方なのかという内容とか、あとは、通常診療に移行されている方、その方が16名いるけれども、その人はどこの誰かというような、そういう内容までは全然わからないというような状況です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、県のほうも、本当にひどい話で、村としては何も対応できないような状況をつくっておくんですよね。なぜそういったがんになったのか、原因、場所、それもあえてつかむこともできないし。だから、将来的に、このA2からBに移行するとか、Bからまた最悪の状況になるということも、全然、これは村としては把握できないし、把握できない形をあえてつくっているというふうに思うんですよね。

特にかわいそうなのが、その子どもたちは、結局、県立医大に行かなきゃならない。大変な時間と浪費をかけて行かなきゃならない。以前に村では、私たち議会は、子どもたちがいつでも甲状腺検査を村で受けられるように診療所を誘致しようよということで、議会は全会一致だと思ったんですが、その条例もできたと。それが一切、村長に握りつぶされてしまって、施行もされていないし、病院ができる可能性もない。これからますますこういったことがやはり出てくると、大変な時間的な浪費、お金がかかると思うんです。

今回、県から補助金が出ているというんですが、これは、補助金というだけに、では子どもたちが自費でかかる費用、これはあると思うんですね。補助金ということは全額補助なんですか。交通費も含めてですよ。お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番、答弁は休憩の後でいいですか。

○15番（佐藤富男君） いいですよ。大丈夫です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後6時20分まで休憩いたします。

（午後6時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第29号から37号までの一括の質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

費用の補助のほうなんですけれども、補正のほうの部分は、予定しておりましたのは、村のうちでがんとかになられた方の交通費等の助成を検討しておりましたが、それとは別に、県のほうで通常診療に移行した方、この方がたくさんいらっしゃるわけですが、半年とか12か月の経過診療、医療診療に行ってしまうんですが、この人たちが1,400人ぐらい県内でいらっしゃいます。うちのほうでは26名です。この

人は一番がんのほうに近い方になるわけですが、この人たちに対しては何の支援もなければ、実際その人がどのようになったのかという結果もわからないというのが実際のところなんです。表面に出ている104人のがんの疑いの方というのは、そのときにがんになった方、疑いの方だけなんです。ですから、通常診療に移行された1,405名ぐらいの方がいらっしゃるんですが、この人がその後どういうふうな状況になったかというのは全然わからないというような状況です。

それで、この人たちの医療費の負担分、これについては、次年度から、どの程度かわかりませんが、県のほうで負担するようなことになっております。おっしゃられました旅費とかの部分のところまでの詳細は、ちょっと今現在ではわかっておりません。そのような状況です。（不規則発言あり）26人の方は、当然、個人で自己負担で医療を受診しております。基本的には県立医大に行ってお診していると思いますので、当然、旅費等も発生をしていると思うんですね。お子さんなものですから、親御さんも一緒に行かれていますと、そんなような状況があります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、やはりそのとおりで、全く県も国も、この西郷村、つまり県内全部なんです。通常診療に移行した方々に対するものは全部自己負担でやれと。そしてかかった費用は自分で負担して、その結果については国も県も公表しないと。まずもってひどい福島県になってしまった。

実は、平成26年10月31日現在だと、この二次検査の実施状況は、通常診療、福島県内で1,312名いたんですね。平成26年10月31日現在で1,312名。うち西郷村で通常診療を26人やって、そのうちの5人が細胞診をやったという。また、がんが1人ということになってしまったと。今お話を聞くと、二次検査が今度は1,405名に増えているということは、今年の11月から現在までまた増えているというふうに理解するしかないですね。（不規則発言あり）増えているんですね。ということは、まだまだこれからも増えてくるということが十分これは考えられるんですが、その方々が全部、原発は関係ないと、原発は考えにくいということで、自分の自己責任だというふうになっているんですね。これはやはりちょっと私は、それに手をこまねいていて、村がですよ。行政がほっぽっていいのかなと思うと、非常に疑問です。やはりこれは、もしも考えにくいのであれば、何が原因で、ではがんになったんだということをきちんと説明してくれと思うんですね。その方、福島医大の。それも説明をしないで、ただ考えにくいだけの話で、あとは自分の自己負担で、自己責任でやれというのは、とんでもないことなんですね。

まして、今言われたように、子どもさんですから必ず父兄が同伴して、車なり電車で行くんでしょう。お金かかるでしょう。これは全部、自己負担。だから、私は、この問題について、やはり早く西郷村で子ども診療所をつくって、そしていつでも診てもらえるような体制をつくるべきだと思うけれども、村長はその気は全くないということでございます。ただ、せめても担当課長、これで3月31日でやめられますが、ぜひ職員の方に申し送りをしてほしいことは、この通常診療をこれから受ける方々に

対して、村ができれば全額、交通費も含めて全額、やはり補助をしてあげるような体制ができないかどうか。お年寄りのお風呂代に1,300万円使うこともいいでしょう。そしてちゃぼランドに6,000万円、7,000万円の金をつぎ込むことが大事なのか。私は、こういった子どもたちに少しでも行政の、逆に言えば、私は被害者だと思っていますから、この方々は。やはり温かい手を差し伸べていただけるようお願いして、質疑を終わります。申し送りをしてください。お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまより本9議案を一括して採決します。

本9議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、本9議案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は終了しました。

明日は10時から本会議を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後6時27分）